

平成29年第1回荒尾市議会（定例会）

議 案 資 料



## 平成29年度 荒尾市一般会計予算資料

(単位:千円)

## 1 歳入

区 分	平成29年度				平成28年度				比 較				
	予算額 (A)	構成比 %	うち一般財源 (B)	構成比 %	予算額 (C)	構成比 %	うち一般財源 (D)	構成比 %	予算比較 (A)-(C)	伸び率 %	一財比較 (B)-(D)	伸び率 %	
純 一 般 財 源	市民税	1,994,000	9.7	1,994,000	15.5	2,054,100	10.1	2,054,100	15.9	△ 60,100	△ 2.9	△ 60,100	△ 2.9
	固定資産税	2,395,000	11.6	2,395,000	18.6	2,346,949	11.5	2,346,949	18.2	48,051	2.0	48,051	2.0
	軽自動車税	154,000	0.7	154,000	1.2	154,000	0.8	154,000	1.2	0	0.0	0	0.0
	たばこ税	386,000	1.9	386,000	3.0	389,000	1.9	389,000	3.0	△ 3,000	△ 0.8	△ 3,000	△ 0.8
	入湯税	7,000	0.0	7,000	0.1	7,000	0.0	7,000	0.1	0	0.0	0	0.0
	計	4,936,000	23.9	4,936,000	38.4	4,951,049	24.3	4,951,049	38.3	△ 15,049	△ 0.3	△ 15,049	△ 0.3
	2 地方譲与税	129,000	0.6	129,000	1.0	132,000	0.6	132,000	1.0	△ 3,000	△ 2.3	△ 3,000	△ 2.3
	3 利子割交付金	3,500	0.0	3,500	0.0	6,000	0.0	6,000	0.0	△ 2,500	△ 41.7	△ 2,500	△ 41.7
	4 配当割交付金	24,000	0.1	24,000	0.2	10,000	0.0	10,000	0.1	14,000	140.0	14,000	140.0
	5 株式等譲渡所得割交付金	12,000	0.1	12,000	0.1	20,000	0.1	20,000	0.2	△ 8,000	△ 40.0	△ 8,000	△ 40.0
	6 地方消費税交付金	900,000	4.4	900,000	7.0	900,000	4.4	900,000	7.0	0	0.0	0	0.0
7 ゴルフ場利用 税交付金	28,000	0.1	28,000	0.2	29,000	0.1	29,000	0.2	△ 1,000	△ 3.4	△ 1,000	△ 3.4	
8 自動車取得税 交付金	18,000	0.1	18,000	0.1	9,000	0.0	9,000	0.1	9,000	100.0	9,000	100.0	
9 地方特例交付金	21,000	0.1	21,000	0.2	19,000	0.1	19,000	0.1	2,000	10.5	2,000	10.5	
10 地方 交付税	普通交付税	5,000,000	24.2	5,000,000	38.9	5,100,000	25.0	5,100,000	39.5	△ 100,000	△ 2.0	△ 100,000	△ 2.0
	特別交付税	800,000	3.9	800,000	6.2	750,000	3.7	750,000	5.8	50,000	6.7	50,000	6.7
計	5,800,000	28.1	5,800,000	45.1	5,850,000	28.7	5,850,000	45.3	△ 50,000	△ 0.9	△ 50,000	△ 0.9	
小 計	11,871,500	57.5	11,871,500	92.3	11,926,049	58.5	11,926,049	92.3	△ 54,549	△ 0.5	△ 54,549	△ 0.5	
11 交通安全対策特別 交付金	10,000	0.0	10,000	0.1	10,000	0.0	10,000	0.1	0	0.0	0	0.0	
12 分担金・負担金	274,998	1.3	0	0.0	284,067	1.4	0	0.0	△ 9,069	△ 3.2	0		
13 使用料・手数料	590,667	2.9	12,928	0.1	594,256	2.9	12,439	0.1	△ 3,589	△ 0.6	489	3.9	
14 国庫支出金	4,310,330	20.9	0	0.0	4,053,283	19.9	0	0.0	257,047	6.3	0		
15 県支出金	1,654,813	8.0	1,881	0.0	1,792,834	8.8	1,812	0.0	△ 138,021	△ 7.7	69	3.8	
16 財産収入	132,638	0.6	92,493	0.7	82,046	0.4	11,716	0.1	50,592	61.7	80,777	689.5	
17 寄附金	5,001	0.0	5,001	0.0	5,001	0.0	5,001	0.0	0	0.0	0	0.0	
18 繰入金	339,664	1.6	179,401	1.4	351,985	1.7	333,723	2.6	△ 12,321	△ 3.5	△ 154,322	△ 46.2	
19 繰越金	1	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0	
20 諸収入	270,688	1.3	19,207	0.1	198,478	1.0	20,945	0.2	72,210	36.4	△ 1,738	△ 8.3	
21 市 債	1,180,700	5.7	670,000	5.2	1,102,000	5.4	600,000	4.6	78,700	7.1	70,000	11.7	
歳 入 合 計	20,641,000	100.0	12,862,412	100.0	20,400,000	100.0	12,921,686	100.0	241,000	1.2	△ 59,274	△ 0.5	
う ち	自主財源	6,549,657	31.7	5,245,031	40.8	6,466,883	31.7	5,334,874	41.3	82,774	1.3	△ 89,843	△ 1.7
	依存財源	14,091,343	68.3	7,617,381	59.2	13,933,117	68.3	7,586,812	58.7	158,226	1.1	30,569	0.4

(四捨五入の関係で率の合計が一致しない場合があります。)

## 2 歳出(目的別)

(単位:千円)

款	平成29年度				平成28年度				比較			
	予算額 (A)	構成比 %	うち一般財源 (B)	構成比 %	予算額 (C)	構成比 %	うち一般財源 (D)	構成比 %	予算比較 (A)-(C)	伸び率 %	一財比較 (B)-(D)	伸び率 %
1 議会費	195,766	0.9	195,766	1.5	206,977	1.0	206,927	1.6	△ 11,211	△ 5.4	△ 11,161	△ 5.4
2 総務費	1,855,971	9.0	1,700,969	13.2	1,847,556	9.1	1,616,794	12.5	8,415	0.5	84,175	5.2
3 民生費	10,101,350	48.9	4,722,080	36.7	10,027,560	49.2	4,705,719	36.4	73,790	0.7	16,361	0.3
4 衛生費	2,421,172	11.7	2,068,973	16.1	2,448,057	12.0	2,098,190	16.2	△ 26,885	△ 1.1	△ 29,217	△ 1.4
5 労働費	13,946	0.1	13,946	0.1	15,211	0.1	15,211	0.1	△ 1,265	△ 8.3	△ 1,265	△ 8.3
6 農林 水産業費	350,341	1.7	154,061	1.2	380,896	1.9	156,855	1.2	△ 30,555	△ 8.0	△ 2,794	△ 1.8
7 商工費	298,546	1.4	191,784	1.5	284,963	1.4	178,052	1.4	13,583	4.8	13,732	7.7
8 土木費	2,277,119	11.0	865,794	6.7	1,886,468	9.2	883,360	6.8	390,651	20.7	△ 17,566	△ 2.0
9 消防費	599,894	2.9	593,696	4.6	660,683	3.2	609,407	4.7	△ 60,789	△ 9.2	△ 15,711	△ 2.6
10 教育費	885,547	4.3	826,482	6.4	931,123	4.6	847,698	6.6	△ 45,576	△ 4.9	△ 21,216	△ 2.5
11 災害 復旧費	5,012	0.0	5,012	0.0	5,200	0.0	5,200	0.0	△ 188	△ 3.6	△ 188	△ 3.6
12 公債費	1,596,881	7.7	1,484,394	11.5	1,661,733	8.1	1,554,700	12.0	△ 64,852	△ 3.9	△ 70,306	△ 4.5
13 諸支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0		0	
14 予備費	39,455	0.2	39,455	0.3	43,573	0.2	43,573	0.3	△ 4,118	△ 9.5	△ 4,118	△ 9.5
歳出合計	20,641,000	100.0	12,862,412	100.0	20,400,000	100.0	12,921,686	100.0	241,000	1.2	△ 59,274	△ 0.5

(四捨五入の関係で率の合計が一致しない場合があります。)

## 3 歳出(性質別)

(単位:千円)

区分	平成29年度		平成28年度		比較増減		増減の主な理由
	予算額 (A)	構成比 %	予算額 (B)	構成比 %	(A)-(B)	伸び率 %	
1. 消費的経費	16,120,441	78.1	15,995,021	78.4	125,420	0.8	
義務的経費	11,230,338	54.4	11,009,661	54.0	220,677	2.0	
人件費	2,732,390	13.2	2,637,034	12.9	95,356	3.6	一般職員人件費+91,027 +13人(326人→339人)(うち退職手当+44,828(+2人))、農業委員報酬+4,674
扶助費	6,901,067	33.4	6,710,894	32.9	190,173	2.8	管内外私立及び管外公立保育所運営費△107,535、介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費+117,429、自立支援医療費支給事業費+8,347、児童扶養手当支給費+28,115、特定教育・保育施設型給付費+9,103、母子家庭等高等職業訓練促進給付事業費△12,300、生活保護(扶助費)△60,787、簡素な給付措置事業費(経済対策分)+223,500、児童手当費△15,115
公債費	1,596,881	7.7	1,661,733	8.1	△64,852	△3.9	長期債元金償還金△35,215、長期債利子△29,637
物件費	2,059,066	10.0	2,131,462	10.4	△72,396	△3.4	地方創生移住・仕事人材発掘育成事業費+15,616、社会保障・番号制度対応住基システム改修費(厚生労働省)△16,227、福祉システム移行委託料△9,084、参議院選△11,110、簡素な給付措置事業費(経済対策分)+14,689、簡素な給付措置及び低所得の障害・遺族年金受給者向け給付金事業△26,441、予防接種費△8,861、健康あらし強化事業費△5,790、万田坑世界遺産登録記念事業費△6,000、街路計画事業費△10,649、都市計画総務費△9,031、住宅・建築物安全ストック形成事業費+9,000、集約都市形成支援事業費△8,000、小・中学校エアコン整備事業費+20,000、運動公園長寿命化△20,060
維持補修費	188,484	0.9	196,412	1.0	△7,928	△4.0	庁舎施設改修費△5,000、観光施設改修費△2,418、住宅施設改修費△5,743、中央公民館施設改修+5,288
補助費等	2,642,553	12.8	2,657,486	13.0	△14,933	△0.6	有明広域行政事務組合負担金(総務・企画・地方創生)△7,817、参議院選△7,474、社会福祉協議会運営費補助金△15,000、簡素及び低所得年金受給者向け給付金事業△91,500、大牟田・荒尾清掃施設組合負担金△6,402、市民病院会計支出金△19,119、機構集積協力金交付事業費△10,893、林業木材産業生産性強化対策事業費+83,800、下水道事業会計支出金+4,561、有明広域行政事務組合消防負担金(消防)△20,488、学校給食費無料化+76,000
2. 投資的経費	1,652,963	8.0	1,598,312	7.8	54,651	3.4	
普通建設事業費	1,647,951	8.0	1,593,112	7.8	54,839	3.4	
補助事業費	1,221,202	5.9	1,021,404	5.0	199,798	19.6	介護予防拠点整備事業費△7,500、強い農業づくり事業費△50,787、団体営土地改良総合整備事業費△67,170、公営住宅ストック総合改善事業費+35,330、荒尾港海岸堤防+50,000、西原桜町線+87,660、川後田府本線+40,000、増永7号線+24,000、大谷長洲港線△21,900、中央野原線+100,000、万田田添線+25,000、万田坑重要文化財建造物調査工事委託料△19,000
単独事業費	426,749	2.1	571,708	2.8	△144,959	△25.4	庁舎施設改修費(エレベーター、トイレ、駐車場)△73,377、普通財産施設改修費+13,392、情報化対策推進事業費(備品購入費)△5,736、荒尾総合文化センター施設改修費△11,635、大権啓発センター施設改修費△6,097、リレーセンター施設改修費+26,935、松ヶ浦環境センター施設改修費+15,650、県営土地改良総合整備事業費△17,932、有明海活性化対策事業費+10,000、一般排水路施設改修費△9,000、競馬場跡地管理事業費+96,135、景観形成推進事業費△5,000、公園施設改修費△6,910、集落道路改良事業費△9,500、住宅施設改修費△19,440、道路改良事業費△41,930、道路施設改修費△39,000、法定外公共物施設改修費△8,000、消防施設新設費△43,894、消防団デジタル無線配備事業費△5,880、防災対策事業費△5,500
災害復旧事業費	5,012	0.0	5,200	0.0	△188	△3.6	
3. その他の経費	2,867,596	13.9	2,806,667	13.8	60,929	2.2	
積立金・出資金	0	0.0	0	0.0	0		
貸付金	75,000	0.4	75,000	0.4	0	0.0	
繰出金	2,792,596	13.5	2,731,667	13.4	60,929	2.2	国民健康保険特別会計繰出金△40,393、介護保険特別会計繰出金△9,811、後期高齢者医療特別会計繰出金+6,283、療養給付費負担金+10,875、南新地土地区画整理事業特別会計繰出金+93,910
歳出合計	20,641,000	100.0	20,400,000	100.0	241,000	1.2	

臨 時 的 経 費 等

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
1 議 会 費	永年在職議員表彰	8				8	在職10年 2人
	市議会映像配信事業費	1,052				1,052	映像配信業務委託料
2 総 務 費	有明広域行政事務組合費	25,202				25,202	総務共通経費・企画費・地方創生振興費負担金 (前年度 33,019)
	退職手当	173,586				173,586	8人(前年度4人 85,876)
	地域おこし協力隊事業費(秘書広報課)	7,999				7,999	協力隊報酬(2人分)ほか
	地方バス対策費	60,320	4,000		3,567	52,753	地域公共交通活性化協議会負担金、バス路線欠損補助金、乗合タクシー運行補助金 (財源) ・県補助金 4,000 ・地域公共交通調査等事業返還金 3,567
	市民応援事業費	2,467			1,967	500	原材料費1,967、荒尾市市民活動サポート事業助成金500 (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 1,967
	協働のまちづくり推進事業費	7,270			6,982	288	地域づくり交付金(12地区)ほか (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 6,982
	ふるさと応援寄附金推進費	1,873				1,873	(H27補正～) ふるさと応援寄附金報償費ほか
	コミュニティFM推進事業費	4,277				4,277	(H28～) コミュニティFM推進事業委託料
	地域おこし協力隊事業費(政策企画課)	4,000				4,000	協力隊報酬(1人分)ほか
	【新規】 ※資料1 地方創生移住・仕事(医療・介護)人材発掘育成事業費	16,916	7,808			9,108	地方創生移住・仕事人材発掘育成事業委託料ほか (財源) ・国庫交付金 7,808
	※資料2 【拡充】 移住定住促進ガイドツアー事業費	529	321		100	108	(H28～) 移住定住ガイドツアー事業委託料ほか (財源) ・県補助金 321 ・ガイドツアー参加負担金 100
	お試し暮らし体験住宅事業費	749			194	555	家屋借上料ほか (財源) ・体験住宅家賃 194
	【新規】 ※資料3 老朽危険空家除却助成事業費	3,000	1,500			1,500	除却助成補助金 (財源) ・国庫補助金 1,500
空家バンク事業費	200				200	手数料	
空家等対策費	561				561	委員出席手当、普通旅費、消耗品費ほか	
徴収事務費	7,158				7,158	市町村派遣職員負担金(人件費)	

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国庫支出金	地 方 債	そ の 他		
	航空写真撮影業務事業費	12,186				12,186	航空写真撮影及び写真地図作成業務委託、住宅地図データ更新業務委託
	市税等の収納向上強化対策事業費	3,689				3,689	臨時職員賃金、健康労働保険料(2名分)
	個人番号カード交付事業費	8,097	7,682		285	130	賃金、システム保守料、交付金ほか(財源) ・国庫補助金 7,682 ・再交付手数料 285
3 民 生 費	【新規】地域福祉計画策定費	5,673				5,673	委託料ほか
	【新規】障害計画策定費	4,286				4,286	委託料ほか
	生活困窮者就労準備支援事業費	571	380			191	非常勤職員報酬、燃料費、備品購入費ほか(財源) ・国庫補助金 380
	生活困窮者一時生活支援事業費	1,084	722			362	支援事業負担金(財源) ・国庫補助金 722
	生活困窮者家計相談支援事業費	2,154	1,076			1,078	支援事業負担金(財源) ・国庫補助金 1,076
	学習援助事業	1,453	726			727	援助事業負担金(財源) ・国庫補助金 726
	【新規】民生委員制度100周年記念事業費	200				200	補助金
	簡素な給付措置事業費(経済対策分)	238,189	238,189				委託料、給付金ほか(財源) ・国庫補助金 238,189
	【新規】身体障害者福祉協会連合会50周年記念事業費	100				100	補助金
	※資料4 【新規】巡回相談支援事業費(児童生徒支援分)	5,935	4,450			1,485	任期付職員給料、職員手当、旅費、消耗品費、図書購入費、備品購入費(財源) ・国庫補助金 2,967 ・県補助金 1,483
後期高齢者医療広域連合負担金	838,516				838,516	広域連合一般会計事務費 8,410 広域連合特別会計事務費 16,386 療養給付費 813,720	
【拡充】放課後児童健全育成事業費(カンガルー学童クラブ)	4,627	3,084			1,543	カンガルー保育園において学童クラブを2単位に増設(増設分) ・運営委託料(財源) ・国庫補助金 1,542 ・県補助金 1,542	

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	特別保育事業(延長保育促進事業補助金(短時間認定分))	3,303	2,200			1,103	(H27～) 短時間認定の保育所入所児が、前後の延長保育を利用した場合の園に対する補助 (財源) ・国庫補助金 1,100 ・県補助金 1,100
	病児・病後児保育事業費	24,339	16,226		911	7,202	(H23～) 委託料 ※H26から生活保護世帯について利用料の半額減免実施 (財源) ・国庫補助金 8,113 ・県補助金 8,113 ・受託事業収入 911
	利用者支援事業費	1,119	746			373	(H27補正～) 子ども・子育て支援事業を円滑に利用するための利用者支援専門職員の配置 非常勤職員報酬、健康労働保険料ほか (財源) ・国庫補助金 373 ・県補助金 373
	【拡充】 管内外私立保育所運営費	22,639	17,155		4,405	1,079	保育士の処遇改善のための公定単価の増 負担金 (財源) ・国庫負担金 11,319 ・県負担金 5,659 ・県補助金 177 ・保護者負担金 4,405
	【拡充】 特定教育・保育施設 型給付費	11,530	8,976			2,554	保育士の処遇改善のための公定単価の増 負担金 (財源) ・国庫負担金 5,220 ・県負担金 2,610 ・県補助金 1,146
	子ども医療費助成事業費	169,231	19,851			149,380	扶助費 (前年度 167,973) (財源) ・県補助金 19,851
	子ども医療費助成現物給付化経費	4,986				4,986	手数料 (前年度 5,173)
	家庭児童相談員設置事業費	1,553				1,553	(H27補正～) 家庭児童相談件数の増に対する体制強化 非常勤職員報酬、費用弁償ほか(増員分のみ)
	児童センター開設30周年記念事業費	442				442	運営審議会出席手当、記念品賞品、消耗品費ほか
	【新規】 社会保障生計調査事務費	376	376				国による被保護世帯の家計収支調査報酬ほか (財源) ・国庫委託金 376
	【新規】 ※資料5 被保護者就労準備支援事業費	1,234	822			412	報酬ほか (財源) ・国庫補助金 822

※は別紙に事業シート有



(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
4 衛 生 費	乳幼児健診委託事業費	3,734			18	3,716	(H26～) 3か月及び9か月健診を医療機関に委託し、個別健診化委託料ほか (財源) ・実費徴収金 18
	むし歯予防対策事業費	2,496	1,197			1,299	(H23補正～) H27から全小・中学校へ拡大フッ化物洗口用消耗品費ほか (財源) ・県補助金 1,197
	任意予防接種助成事業費	4,880				4,880	(H27～) ロタウイルス予防接種に対する費用の一部助成
	ラムサール湿地荒尾干潟啓発事業費	2,472				2,472	旅費、消耗品費、仮設トイレ借上料、負担金、補助金ほか
	ごみ減量化推進事業費	1,331				1,331	ごみ細組成分析検査業務委託料ほか
	大牟田・荒尾清掃施設組合負担金	400,931			156,572	244,359	(前年度 407,333) (財源) ・ごみ処理手数料 156,572
	リサイクル業務委託事業費	143,640				143,640	委託料
	単独浄化槽撤去費補助金	450	300			150	5基 (財源) ・国庫補助金 150 ・県補助金 150
	市民病院会計支出金	521,928				521,928	(前年度 541,047)
	水道事業会計支出金	183,814				183,814	(前年度 180,887)
6 農 林 水 産 業 費	※資料6 【新規】 農地利用適正化推進事業費	4,979	3,891			1,088	農地利用適正化推進委員報酬、農地利用適正化に係る活動・成果実績報酬、旅費 (財源) ・県補助金 3,891
	機構集積支援事業費	4,678	4,520			158	臨時職員賃金、健康労働保険料ほか (財源) ・県補助金 4,520
	耕作放棄地解消事業費(用途転換促進事業)	341	341				費用弁償、郵便料ほか (財源) ・県補助金 341
	荒尾梨ヤケ梨対策事業費	644				644	(H28補正～) 補助金(利子補給)
	【新規】 荒尾梨110周年記念イベント事業費	250				250	補助金
	耕作放棄地解消事業費	600	600				補助金 (財源) ・県補助金 600

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	環境保全型農業直接 支援対策費	1,310	982			328	補助金 (財源) ・県補助金 982
	【新規】 ※資料7 畝穀推進事業費	3,000				3,000	補助金
	農業産地確立促進事 業費	150			150		補助金 (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 150
	あらおブランド推進事 業費	1,164			1,164		旅費、補助金 (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 1,164
	地域おこし協力隊事 業費(農林水産課)	4,000				4,000	(H27補正～) 協力隊報酬(1人分)ほか
	多面的機能支払交付 金事業費	35,995	27,019			8,976	交付金、旅費ほか (財源) ・県補助金 27,019
	県営土地改良総合整 備事業費	1,614	368			1,246	非常勤報酬、健康労働保険料ほか (財源) ・県補助金 25 ・県委託金 343
	林業木材産業生産性 強化対策事業費	83,800			83,800		返還金 (財源) ・森林整備促進及び林業等再編資金 返還金 83,800
	荒尾海岸松林美化事 業費	1,189				1,189	委託料
	海のイベント大会補助 金	650				650	マジック釣り大会補助金
	有明海活性化対策事 業費	1,500				1,500	補助金
7 商 工 費	各種団体補助金	4,634				4,634	商工会議所運営補助金ほか5件
	空き店舗対策事業費	3,459				3,459	補助金
	荒尾市おもてなし向上 事業費	7,168				7,168	観光協会体制強化補助金、旅の提案・ 開発事業補助金、あらお観光まちづくり 推進協議会補助金ほか
	地域おこし協力隊事 業費(産業振興課)	4,000				4,000	(H27補正～) 協力隊報酬(1人分)ほか
	世界文化遺産保存活 用推進事業費	16,538	4,149			12,389	委員報酬、旅費、印刷製本費、委託料 ほか (財源) ・国庫補助金 2,949 ・県補助金 1,200
	万田坑・専用鉄道敷 跡保存管理事業費	5,290			4,079	1,211	消耗品費、燃料費、除草委託料ほか (財源) ・埋設管等使用料 4,079
	世界遺産登録に伴う 集客増対応事業費	4,316				4,316	ガイド活動謝金、委託料、借上料、負担 金など

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	万田坑ガイド待機施設及び物販施設管理事業費	3,067				3,067	待機施設等リース料ほか
	荒尾産業団地管理費	1,338			1,338		貸工場審査委員手当、委託料ほか (財源) ・貸工場賃料 1,338
8 土 木 費	下水道事業会計支出金	386,930				386,930	(前年度 382,369)
	有明海沿岸道路「荒尾・玉名地域」整備促進期成会負担金	200				200	負担金
	社会資本整備総合交付金事業費(荒尾港海岸長寿命化計画)	5,000	2,500			2,500	委託料 (財源) ・国庫補助金 2,500
	競馬場跡地管理事業費	22,349			22,349		委託料、土地借上料ほか (財源) ・旧競馬場施設貸付料 22,349
	街路計画事業費	3,337				3,337	(H27補正～) 委託料、報酬ほか
	【拡充】 ※資料8 住宅・建築物安全ストック形成事業費(拡充分のみ)	9,000	4,500			4,500	荒尾市建築物耐震改修促進計画改訂委託料 (財源) ・国庫補助金 4,500
9 消 防 費	有明広域行政事務組合消防負担金	518,053				518,053	消防費負担金 (前年度 538,541)
	消防施設新設費	4,526				4,526	防火水槽用地分筆測量業務委託料、消火栓新設負担金
	防災備蓄品等整備事業費	789				789	消耗品費、食糧費、備品購入費
	自主防災組織育成事業費	460	60			400	補助金(設立促進助成金8地区分、活動活性化助成金3地区分) (財源) ・県補助金 60
	【拡充】 防災対策事業費(拡充分のみ)	869				869	防災計画に基づく第一次配備体制従事職員用防災服の整備 ・被服費
10 教 育 費	児童生徒の運動部活動等あり方検討会事業費	106	53			53	(H28～) 委員出席手当、旅費、消耗品費ほか (財源) ・県補助金 53
	【新規】 ※資料9 小学校教室用エアコン整備事業費	13,000				13,000	調査検討委託料
	小学校振興費	1,249				1,249	学力テスト委託料
	【拡充】 ※資料10 小学校振興費(就学援助関連)	25,813				25,813	準要保護児童就学援助費の基準見直しにより拡充 (前年度 24,078)
	小学校特別支援教育支援員事業費	16,466				16,466	(H27～) 小学校への配置増員+3人、+3,456(対H26比)

※は別紙に事業シート有

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	コミュニティ・スクール 推進事業費	100				100	学校運営協議会委員報酬
	コミュニティ・スクール 導入事業費	402	130			272	(H27補正～) 講師謝金、旅費、消耗品費ほか (財源) ・国庫補助金 130
	【新規】 ※資料11 中学校教室用エアコン 整備事業費	7,000				7,000	調査検討委託料
	【拡充】 ※資料12 中学校振興費(就学 援助関連)	23,299				23,299	準要保護生徒就学援助費の基準見直し により拡充 (前年度 21,749)
	中学校特別支援教育 支援員事業費	6,515				6,515	(H27～) 中学校への配置増員 +1人、+1,325(対H26比)
	地域未来塾事業費	3,512	2,340			1,172	講師謝金、旅費、消耗品費、保険料 (財源) ・県補助金 2,340
	青少年防犯パトロール 強化事業費	1,740				1,740	(増員分) 専任指導員報酬、労働保険料、旅費
	宮崎兄弟の生家おも てなし向上事業費	1,621				1,621	(中国語対応) 非常勤職員報酬、健康労働保険料
	宮崎兄弟研究事業費	1,142				1,142	講師謝金、旅費、消耗品費、印刷製本 費、郵便料
	市体育協会補助金	5,450				5,450	運営補助金分 1,481 県民体育祭補助分 3,969
	【新規】 夏期巡回ラジオ体操 会実施事業費	175				175	謝金、借上料
	給食センター管理費 (調理・配送等業務委 託料)	95,170			20,013	75,157	(H28～) 委託料 (財源) ・長洲町学校給食受託事業費 20,013
	【新規】 ※資料13 学校給食費無償化事 業費	76,000				76,000	小学校給食費無料化補助金 (下半期分相当額)
12 公債 費	H23第三セクター等改 革推進債元利償還金	139,876				139,876	H24から10年間

※は別紙に事業シート有

## 投資的経費の内訳

(単位:千円)

区 分	事業費	左の財源内訳				前年度(H28)		増減額・率	
		特定財源			一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
		国県支出金	地方債	その他					
1 普通建設事業 (7) + (イ)	(1,593,112)	(602,259)	(502,000)	(84,768)	(404,085)			54,839	△ 109,174
	1,647,951	673,256	510,700	169,084	294,911	1,593,112	404,085	3.4%	△27.0%
内 (7) 補助事業	(1,021,404)	(599,259)	(347,900)		(74,245)			199,798	731
	1,221,202	668,396	477,830		74,976	1,021,404	74,245	19.6%	1.0%
内 (イ) 単独事業	(571,708)	(3,000)	(154,100)	(84,768)	(329,840)			△ 144,959	△ 109,905
	426,749	4,860	32,870	169,084	219,935	571,708	329,840	△25.4%	△33.3%
2 災害復旧事業	(5,200)				(5,200)			△ 188	△ 188
	5,012				5,012	5,200	5,200	△3.6%	△3.6%
合計 (1 + 2)	(1,598,312)	(602,259)	(502,000)	(84,768)	(409,285)			54,651	△ 109,362
	1,652,963	673,256	510,700	169,084	299,923	1,598,312	409,285	3.4%	△26.7%

( )書:前年度数値

## (補助事業)

(単位:千円)

款	事業名	事業費	補助基本額	補助率	事業費の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国県支出金	地方債	その他		
3 民生費	介護予防拠点整備事業費	37,500	37,500	県10/10	37,500				介護予防拠点整備事業補助金 7,500×5か所 (財源) ・県補助金 37,500
	計	37,500	37,500		37,500				
4 衛生費	合併処理浄化槽設置補助事業費	17,064	17,064	国1/3 県1/3未 満	8,374			8,690	45基 (財源) ・国庫補助金 5,688 ・県補助金 2,686
	計	17,064	17,064		8,374			8,690	
6 農林水産業費	団体営土地改良総合整備事業費	7,300	7,300	国50% 県15% 地元25%	4,745	600		1,955	圃場整備(下赤田地区) (財源) ・県補助金 4,745 ・農業基盤整備事業債 600
	計	7,300	7,300		4,745	600		1,955	
8 土木費	社会資本整備総合交付金事業費(大谷長洲港線)	19,100	19,100	国55/100	10,505	7,730		865	工事請負費 水野工区L=160m (財源) ・国庫補助金 10,505 ・道路橋梁事業債 7,730
	社会資本整備総合交付金事業費(中央野原線)	300,000	300,000	国55/100	165,000	121,500		13,500	委託料、工事請負費、用地取得費、 家屋等移転補償金 (財源) ・国庫補助金 165,000 ・道路橋梁事業債 121,500
	社会資本整備総合交付金事業費(万田田添線)	155,000	155,000	国55/100	85,250	62,700		7,050	委託料、工事請負費、用地取得費、 家屋等移転補償金 (財源) ・国庫補助金 85,250 ・道路橋梁事業債 62,700
	社会資本整備総合交付金事業費(西原桜町線)	187,660	187,660	国55/100	103,213	76,000		8,447	委託料、工事請負費、用地取得費、 家屋等移転補償金 (財源) ・国庫補助金 103,213 ・道路橋梁事業債 76,000
	社会資本整備総合交付金事業費(川後田府本線)	60,000	60,000	国55/100	33,000	24,300		2,700	委託料、用地取得費、家屋等移転 補償金 (財源) ・国庫補助金 33,000 ・道路橋梁事業債 24,300
	社会資本整備総合交付金事業費(貝塚本村線)	8,100	8,100	国55/100	4,455	3,280		365	工事請負費 L=290m (財源) ・国庫補助金 4,455 ・道路橋梁事業債 3,280
	社会資本整備総合交付金事業費(橋梁定期点検)	8,200	8,200	国55/100	4,510			3,690	委託料 (財源) ・国庫補助金 4,510
	【新規】 社会資本整備総合交付金事業費(増永7号線)	24,000	24,000	国55/100	13,200	9,720		1,080	工事請負費 L=300m (財源) ・国庫補助金 13,200 ・道路橋梁事業債 9,720
	社会資本整備総合交付金事業費(荒尾港海岸堤防)	250,000	250,000	国50/100	125,000	112,500		12,500	工事請負費 L=400m (財源) ・国庫補助金 125,000 ・海岸保全事業債 112,500

※は別紙に事業シート有

## (補助事業)

(単位:千円)

款	事業名	事業費	補助基本額	補助率	事業費の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国県支出金	地方債	その他		
	※資料14  【一部新規】 住宅・建築物安全 ストック形成事業 費	13,069	13,069	(耐震診 断) 国1/2 (緊急輸 送) 国1/2 県1/4 (がけ地) 国1/2 県1/4 (耐震設 計) 国1/2 (耐震改 修) 国1/2	8,691			4,378	戸建木造住宅耐震診断事業補助金 緊急輸送道路沿岸建築物耐震診断 事業補助金 がけ地近接等危険住宅移転補助金 (新規分) 戸建木造住宅耐震設計事業補助金 戸建木造住宅耐震改修工事業補助 金 (財源) ・国庫補助金 6,534 ・県補助金 2,157
	公営住宅ストック 総合改善事業費	119,138	119,138	国50/100	59,567	59,500		71	外壁調査・設計委託(桜山団地、中 央区団地)、工事請負費(桜山団 地、中央区団地、ひばりヶ丘団地) (財源) ・国庫補助金 59,567 ・公営住宅建設事業債 59,500
	計	1,144,267	1,144,267		612,391	477,230		54,646	
9	消防 費								
	消防施設新設費	15,071	10,772	国1/2	5,386			9,685	防火水槽新設工事(2基) (財源) ・国庫補助金 5,386
	計	15,071	10,772		5,386			9,685	
	合 計	1,221,202	1,216,903		668,396	477,830		74,976	

## ( 単 独 事 業 )

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2 総務費	普通財産施設改修費	13,392				13,392	旧交通局倉庫解体工事
	荒尾総合文化センター施設改修費	69,000				69,000	空気調和設備更新工事
	計	82,392				82,392	
3 民生費	ふれあい福祉センター施設改修費	3,338				3,338	空調機修繕
	計	3,338				3,338	
4 衛生費	斎場施設改修費	2,592				2,592	い・ろ・は号炉視見窓取替、い・ろ・は号炉断熱扉セパミック張替
	リレーセンター施設改修費	26,935				26,935	油圧ユニット整備、電気設備整備、油圧シリンダ整備、クローズドコンテナ交換
	松ヶ浦環境センター施設改修費	49,561				49,561	硝化脱窒膜分離装置用膜交換・改造ほか
	計	79,088				79,088	
6 農林水産業費	農漁業生産施設助成金	4,883				4,883	道路、水路
	県営川登地区圃場整備事業負担金	7,493		2,900	4,163	430	県事業負担金(財源) ・地元負担金 4,163 ・農業基盤整備事業債 2,900
	県営覆砂事業負担金(牛水地先)	10,000		4,500	5,000	500	県事業負担金(財源) ・地元負担金 5,000 ・水産基盤整備事業債 4,500
	水産基盤整備交付金事業(漁港漁場整備分)補助金	1,860	1,860				補助金(財源) ・県補助金 1,860
	水産多面的機能発揮対策事業費	1,070				1,070	耕耘等漁協実施事業に係る市負担金
	計	25,306	1,860	7,400	9,163	6,883	



## ( 単 独 事 業 )

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
7 商 工 費	工業団地土地賃貸 事業費	21,658			14,290	7,368	用地取得費 (財源) ・土地賃貸料 14,290
	計	21,658			14,290	7,368	
8 土 木 費	道路改良事業費	21,251		14,270		6,981	用地取得費ほか (財源) ・道路橋梁事業債 14,270
	交通安全特別交付 金対象交通安全施 設事業費	10,000				10,000	交通安全対策特別交付金対象事業
	海岸堤防事業費	12,500		11,200		1,300	社会資本整備(海岸堤防)事務費 (財源) ・海岸保全事業債 11,200
	競馬場跡地工事請 負費	144,535			144,535		解体工事費、整地費 (財源) ・特別会計繰入金 144,535
	公園施設改修工事 費	800				800	公園フェンス改修工事
	熊本県土砂災害危 険住宅移転促進事 業費	3,000	3,000				土砂災害特別警戒区域からの移転補助 (財源) ・県補助金 3,000
	公営住宅ストック総合 改善事業費(単 独分)	5,514				5,514	単独で行う補助対象外経費
計	197,600	3,000	25,470	144,535	24,595		
10 教 育 費	小学校施設改修費	1,750				1,750	教育系ネットワーク機器
	中学校施設改修費	3,620				3,620	校舎改修等
	中央公民館施設改 修費	5,870				5,870	電気設備改修等
	宮崎兄弟の生家施 設改修費	1,159				1,159	施設改修
	給食センター施設改 修費	4,968			1,096	3,872	蒸気ボイラ更新 (財源) ・長洲町学校給食受託事業収入 1,096
計	17,367			1,096	16,271		
合 計	426,749	4,860	32,870	169,084	219,935		

※は別紙に事業シート有

( 災害復旧事業 )

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
11 災 害 復 旧 費	農林災害復旧費	1,000				1,000	測量委託料等
	土木災害復旧費	4,012				4,012	測量委託料、工事請負費等
	計	5,012				5,012	
	合 計	5,012				5,012	

## 特別会計繰出金

(単位:千円)

区 分	金 額	左 の 財 源 内 訳				前年度 (H28)	増減額
		特 定 財 源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他			
国民健康保険	676,954	315,361			361,593	717,347	△ 40,393
介護保険 (保険事業勘定)	885,029	11,431			873,598	894,840	△ 9,811
後期高齢者医療	237,597	148,967			88,630	231,314	6,283
南新地土地区画整理事業	162,910				162,910	69,000	93,910
計	1,962,490	475,759			1,486,731	1,912,501	49,989

【平成29年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料1

新規・拡充	予算	款	02総務費	項	01総務管理費	目	07企画費											
事業名	地方創生移住・仕事(医療・介護)人材発掘育成事業費																	
総合計画	政策方針	2.新しいひとの流れをつくる					所管 部局	政策企画課										
	重点施策	(1)本市への移住の促進																
本年度 予算額	16,916千円		財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源										
				7,808千円					9,108千円									
目的・趣旨	<p>荒尾市では少子高齢化、人口減少が進んでおり、平成27年国勢調査の結果における市の人口は53,407人で、平成22年の55,321人から1,914人減少している。この流れを緩やかにするため移住促進策に取り組む上で、雇用との連携は不可欠である。そこで、本事業の実施により、都市部からの移住者を人材不足に悩む本市の成長エンジンである医療・介護事業所への就労に結びつけることで、移住人口及び医療・介護事業所への就労増を目指す。</p>																	
事業概要等	<p>市内医療・介護事業所と協力して、都市部の看護職、介護職の方を対象とした就職相談会等に出展し、荒尾の暮らしやすさや働く魅力を発信し、市内への移住と就労を図る。平成28年度に実施した地方創生人材発掘・育成事業にて相談会等に出展した際、相談会時の集客や人材フォローのノウハウが不足していることが課題として判明した。そのため、平成29年度は集客のための企画及び事業所を対象とした採用力向上のためのセミナーを行い、人材確保力の向上に努める。さらに、検討中の方を移住・就労に結び付けるには荒尾を訪問してもらうことが重要であるので、施設見学時の交通費補助(2分の1 上限 1万円又は2万円)、そして、動機付けを促すため就職決定後の引越し費用(2分の1 上限10万円)の助成を行い、移住就労者の増加を図る。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">・委託料</td> <td style="text-align: right;">12,756 千円</td> </tr> <tr> <td>・旅費</td> <td style="text-align: right;">2,832 千円</td> </tr> <tr> <td>・補助金</td> <td style="text-align: right;">1,300 千円 (補助対象外)</td> </tr> <tr> <td>・通信運搬費</td> <td style="text-align: right;">28 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">16,916 千円</td> </tr> </table>								・委託料	12,756 千円	・旅費	2,832 千円	・補助金	1,300 千円 (補助対象外)	・通信運搬費	28 千円	計	16,916 千円
・委託料	12,756 千円																	
・旅費	2,832 千円																	
・補助金	1,300 千円 (補助対象外)																	
・通信運搬費	28 千円																	
計	16,916 千円																	
主な 特定財源	地方創生推進交付金 7,808千円(補助率 1/2)																	

【平成29年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料2

新規(拡充)	予算	款 02総務費	項 01総務管理費	目 07企画費			
事業名	移住定住促進ガイドツアー事業費						
総合計画	政策方針	2.新しいひとの流れをつくる				所管 部局	政策企画課
	重点施策	(1)本市への移住の促進					
本年度 予算額	529千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
				321千円		100千円	108千円
目的・趣旨	<p>荒尾市では少子高齢化、人口減少が進んでおり、これまで都市部で開催される移住相談会で荒尾暮らしの魅力 をPRするなどの施策を展開してきたが、移住検討者を誘致するには、まず荒尾を訪れてもらうことが重要で あるため、移住検討者向けのガイドツアーを行い、移住の促進を図る。</p>						
事業概要等	<p>パンフレット等では伝わりづらい荒尾市での暮らしの魅力を実際に本市で体験してもらうため、福岡都市圏等 の移住検討者を対象に、ガイドツアーを行う。また、平成28年度に他自治体の事例確認を行う中で、市外移住 検討者の集客方法や参加負担金の取扱いが課題として判明したため、旅行業の登録事業者へ委託し、事業を 実施する。</p> <p>・委託料 529 千円</p>						
主な 特定財源	<p>地域づくり夢チャレンジ推進補助金(県補助) 321千円(補助率 3/4) ガイドツアー参加負担金 100千円</p>						

【平成29年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料3

新規・拡充	予算	款 02総務費	項 01総務管理費	目 07企画費			
事業名	老朽危険空家除却助成事業費						
総合計画	政策方針	4.時代に合ったまちをつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域の連携を推進する				所管 部局	政策企画課
	重点施策	(2)暮らしやすい地域づくりの推進					
本年度 予算額	3,000千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			1,500千円				1,500千円
目的・趣旨	倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止するとともに、良好な景観及び市民の生活環境の保全並びに安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。						
事業概要等	<p>空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に基づいて、空家等基本計画を策定し、老朽危険空家対策を行っていく。          ※荒尾市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱          (平成29年4月制定予定。不良住宅の除却1/2補助 上限50万円)</p> <p>・補助金 ( 500,000円 × 6戸 = 3,000,000円 )      3,000 千円</p>						
主な 特定財源	社会資本整備総合交付金 1,500千円(補助率 1/2)						

【平成29年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料4

新規・拡充	予算	款 03民生費	項 01社会福祉費	目 15障害者地域生活支援事業費																	
事業名	巡回相談支援事業(児童生徒支援分)																				
総合計画	政策方針	豊かな心、優れた教養、健やかな体を育む				所管 部局	教育振興課														
	重点施策	学校教育の充実(基本施策)																			
本年度 予算額	5,935千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源														
			2,967千円	1,483千円			1,485千円														
目的・趣旨	市内の小・中学校に在学している発達障害やその疑いがある児童生徒やその保護者に対して、面談等を通じて、教育的な支援につなげる。																				
事業概要等	<p>市内の小・中学校を担当する臨床心理士(任期付き職員)を配置し、発達障害やその疑いのある児童生徒に発達検査等を行い、保護者等の面談や助言を通じて、個に応じた教育につながるような支援を行う。また、必要があれば、医療機関や療育機関と連携しながら、在籍する学校にもその児童生徒の対応などについて、助言を行う。</p> <p>平成28年度まで、就学前を本来の主な対象とする巡回相談支援事業を行ってきたが、小・中学校からのニーズが大きいため、追加するもの。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">・給与(給料+各種手当)</td> <td style="text-align: right;">4,648 千円</td> </tr> <tr> <td>・共済費</td> <td style="text-align: right;">922 千円</td> </tr> <tr> <td>・旅費</td> <td style="text-align: right;">60 千円</td> </tr> <tr> <td>・消耗品費</td> <td style="text-align: right;">92 千円</td> </tr> <tr> <td>・図書購入費</td> <td style="text-align: right;">40 千円</td> </tr> <tr> <td>・備品購入費</td> <td style="text-align: right;">173 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">5,935 千円</td> </tr> </table>							・給与(給料+各種手当)	4,648 千円	・共済費	922 千円	・旅費	60 千円	・消耗品費	92 千円	・図書購入費	40 千円	・備品購入費	173 千円	計	5,935 千円
・給与(給料+各種手当)	4,648 千円																				
・共済費	922 千円																				
・旅費	60 千円																				
・消耗品費	92 千円																				
・図書購入費	40 千円																				
・備品購入費	173 千円																				
計	5,935 千円																				
主な 特定財源	巡回相談支援事業費国庫補助金 2,967千円(補助率 1/2) 巡回相談支援事業費県補助金 1,483千円(補助率 1/4)																				

【平成29年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料5

新規・拡充	予算	款 03民生費	項 03生活保護費	目 01生活保護総務費																	
事業名	被保護者就労準備支援事業費																				
総合計画	政策方針	4.時代に合ったまちをつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域の連携を推進する				所管 部局	福祉課														
	重点施策	(2)暮らしやすい地域づくりの推進																			
本年度 予算額	1,234千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源														
			822千円				412千円														
目的・趣旨	<p>受給期間が長い世帯の中には、就労意欲が低い者や単に就労に必要な実践的な知識・技能等が欠けているだけでなく、生活リズムが崩れている、他者と適正なコミュニケーションを図ることができないなどの理由により直ちに就労することが困難であり、既存の就労支援事業や雇用施策の枠組みで就労支援を行うことは容易ではなかった。このような者を対象として、一般就労に従事するまでの準備として基本的な生活習慣の課題を、計画的かつ一貫して支援することが必要である。</p> <p>就労による経済的自立に資するのみならず、社会参加や自己実現、知識・技能の習得の機会であるなど、日常生活における自立や社会生活における自立にもつながる営みとして、被保護者の課題を解消することにもつながる。</p>																				
事業概要等	<p>就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する被保護者に対し、就労意欲の喚起や一般就労に向けた日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う。</p> <p>平成29年度から、生活困窮者就労準備支援事業(事業内容は本事業と同一で、対象者が生活困窮者である事業)と一体的に実施する。事業費の案分割合を、被保護者就労準備支援事業を2/3、就労準備支援事業を1/3とする。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>・被保護者就労準備支援担当者報酬</td> <td style="text-align: right;">856 千円</td> </tr> <tr> <td>・健康労働保険料・非常勤職員に係るもの</td> <td style="text-align: right;">134 千円</td> </tr> <tr> <td>・普通旅費</td> <td style="text-align: right;">93 千円</td> </tr> <tr> <td>・一般消耗品費</td> <td style="text-align: right;">2 千円</td> </tr> <tr> <td>・燃料費</td> <td style="text-align: right;">35 千円</td> </tr> <tr> <td>・備品購入費</td> <td style="text-align: right;">114 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">1,234 千円</td> </tr> </table>							・被保護者就労準備支援担当者報酬	856 千円	・健康労働保険料・非常勤職員に係るもの	134 千円	・普通旅費	93 千円	・一般消耗品費	2 千円	・燃料費	35 千円	・備品購入費	114 千円	計	1,234 千円
・被保護者就労準備支援担当者報酬	856 千円																				
・健康労働保険料・非常勤職員に係るもの	134 千円																				
・普通旅費	93 千円																				
・一般消耗品費	2 千円																				
・燃料費	35 千円																				
・備品購入費	114 千円																				
計	1,234 千円																				
主な 特定財源	被保護者就労準備支援事業国庫補助金 822千円(補助率 2/3)																				



【平成29年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料6

新規・拡充	予算	款	06農林水産業費	項	01農業費	目	01農業委員会費									
事業名	農地利用最適化推進事業費															
総合計画	政策方針	1.安定した雇用を創出する					所管 部局	農業委員会								
	重点施策	(2)地域産業の競争力強化(分野別取組)														
本年度 予算額	4,979千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源									
				3,891千円			1,088千円									
目的・趣旨	<p>平成28年4月から農業委員会等に関する法律の改正(農地利用最適化推進委員を新設)により、農地等の利用の最適化の推進に関する事務が、農業委員会の最も重要な事務として法的に位置付けられた。</p> <p>農業委員及び農地利用最適化推進委員は、農地利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)を強力に進めていくため、具体的には①農地利用状況調査の実施②遊休農地についての農地利用意向調査の実施③担い手への農地集積④新規就農の促進についてを主な業務として活動を行う。</p>															
事業概要等	<p>農業委員会は、その主たる任務である、担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化を積極的に推進していくことが、何よりも重要とされ、平成28年4月の農業委員会等に関する法律の改正により農地利用最適化推進委員が新設された。</p> <p>法的に義務づけられたことにより農業委員及び農地利用最適化推進委員としての役割が明確化され、農業委員の選挙制度が廃止、農業委員及び農地利用最適化推進委員は公募制度となった。本市では、平成29年7月の農業委員の任期満了に伴い新制度に移行し、さらなる農業委員会の主たる使命をより良く果たせるよう、本市の農地利用の最適化推進の成果をあげるため、農業委員と農地利用最適化推進委員がお互いに連携し、それぞれの使命を十分に果たせるよう取り組む。</p> <p>また、活動・成果実績報酬については、目的・趣旨の①～④の農地の取組及び促進を目的とした、活動・成果の実績に対し、国の算定基準を基に交付金が交付される。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">・農地利用最適化推進委員報酬</td> <td style="text-align: right;">1,350 千円</td> </tr> <tr> <td>・農地利用最適化に係る活動・成果実績報酬</td> <td style="text-align: right;">3600 千円</td> </tr> <tr> <td>・費用弁償</td> <td style="text-align: right;">29 千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">4,979 千円</td> </tr> </table>								・農地利用最適化推進委員報酬	1,350 千円	・農地利用最適化に係る活動・成果実績報酬	3600 千円	・費用弁償	29 千円	計	4,979 千円
・農地利用最適化推進委員報酬	1,350 千円															
・農地利用最適化に係る活動・成果実績報酬	3600 千円															
・費用弁償	29 千円															
計	4,979 千円															
主な 特定財源	<p>農業委員会費県負担金 291千円(委員報酬の一部) 農地利用最適化交付金 3,600千円(補助率 100%)</p>															

【平成29年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料7

新規・拡充	予算	款 06 農林水産業費	項 01 農業費	目 03 農業振興費			
事業名	献穀推進事業費						
総合計画	政策方針	1.安定した雇用を創出する				所管 部局	農林水産課
	重点施策	(2)地域産業の競争力強化(分野別取組)					
本年度 予算額	3,000千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							3,000千円
目的・趣旨	<p>新嘗祭における献穀献農事業実施については、荒玉地域においては、過去に玉東町・和水町・南関町・玉名市で実施されてきたが、本市においては初めての実施となる。新嘗祭とは、毎年、その年に収穫した新しい穀物を宮中で天皇陛下自らが執り行う祭儀であり、新嘗の意味は「新の饗(あえ):新たに整えられる食物を神々に奉り、感謝すること」であり、農業振興上意義のある行事である。</p> <p>実施に当たっては、行政と農業団体との役割分離を明確にして実施することとし、農協等が主体となる荒尾市献穀事業推進協議会に対し、補助金を支払うものである。</p>						
事業概要等	<p>新嘗祭献穀献納催事及び五穀豊穰に関する行事を実施するため、荒尾市献穀事業推進協議会へ補助金を支出し、事業実施を促進する。</p> <p>献穀献納事業の流れ:荒尾市内から選定された奉耕者による献穀米、献穀粟の栽培が行われる。播種、田植え、刈り取り、乾燥、脱穀、精米等の際に、五穀豊穰に関する行事が実施される。それぞれ10月ごろに宮中へ奉耕者が献納を行う。なお、負担割合としては、総額5,000千円に対し、市から3,000千円、農業団体から2,000千円を予定している。</p> <p style="text-align: center;">・荒尾市献穀事業推進協議会補助金 <span style="float: right;">3,000 千円</span></p>						
主な 特定財源							

【平成29年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料8

新規(拡充)	予算	款 08土木費	項 06住宅費	目 01住宅管理費			
事業名	住宅・建築物安全ストック形成事業費(拡充分のみ:臨時的経費)						
総合計画	政策方針	4.時代に合ったまちづくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域の連携を推進する				所管 部局	建築住宅課
	重点施策	(5)住民が地域防災の担い手となる環境の確保					
本年度 予算額	9,000千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			4,500千円				4,500千円
目的・趣旨	本市における耐震性能を有する木造住宅の耐震化率は、約39%と推定される。大規模な地震による人的被害を減少させるため、減災効果に大きく寄与する住宅の耐震化に、継続して取り組む必要がある。						
事業概要等	<p>平成28年熊本地震の経験を踏まえ、地震に対する安全性の啓発普及及び措置等の事項を定めた「荒尾市耐震改修促進計画」を改訂する。</p> <p>・荒尾市建築物耐震改修促進計画改訂委託料(改正) 9,000 千円</p>						
主な 特定財源	防災・安全社会資本整備交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業) 4,500千円(補助率 1/2)						

【平成29年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料9

新規・拡充	予算	款 10教育費	項 02小学校費	目 01小学校管理費			
事業名	小学校教室用エアコン整備事業費						
総合計画	政策方針	5.豊かな心、優れた教養、健やかな体を育む				所管 部局	教育振興課
	重点施策	(1)学校教育の充実					
本年度 予算額	13,000千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
							13,000千円
目的・趣旨	<p>児童の教育環境向上のため、小学校教室へのエアコンの設置を計画している。設置について設計が必要だが、設計に必要な事前調査として、各小学校における教室の温度状況や設置機材・ランニングコストについて調査・検討を行う。エアコン設計に必要な事前調査を実施することで円滑なエアコンの設計・設置が可能となり、児童の安全で快適な学習環境の創造につながる。また、同様の調査を中学校についても実施する。</p>						
事業概要等	<p>調査対象は、荒尾第一小学校、万田小学校、平井小学校、府本小学校、八幡小学校、有明小学校、緑ヶ丘小学校、中央小学校、清里小学校、桜山小学校の10校の普通教室及び特別教室とする。</p> <p>調査後検討を行い、今後の整備施行につなげる。</p> <p>・調査検討委託料 13,000 千円</p>						
主な 特定財源							

【平成29年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料10

新規(拡充)	予算	款	10教育費	項	02小学校費	目	02教育振興費																															
事業名	小学校振興費(就学援助関連)																																					
総合計画	政策方針	5.豊かな心、優れた教養、健やかな体を育む					所管 部局	教育振興課																														
	重点施策	(1)学校教育の充実																																				
本年度 予算額	25,813千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源																															
							25,813千円																															
目的・趣旨	<p>学校教育法第19条及び荒尾市就学援助要綱に基づき、経済的な理由によって就学が困難であると認められる児童の保護者に対して、新入学学用品・通学用品費、学用品・通学用品費、校外活動費、修学旅行費、通学費、給食費、医療費(特定の疾病のみ)の支給を行っている。</p> <p>支給単価は、例年、文部科学省が示す「要保護児童生徒援助費補助金予算単価及び国庫補助限度単価」に準じて定めているところだが、新入学学用品・通学用品費単価の一部見直しに伴い、本市においても単価の引上げを行う。</p>																																					
事業概要等	<p>小学1年生の保護者に対し、入学に当たって必要となるランドセル等の購入に係る費用として、新入学学用品・通学用品費を支給している。平成28年度においては、一人当たり20,470円の支給を行った。</p> <p>本支給額については、「支給額が、実際に必要となる額に対して十分ではない」との指摘が行われており、生活保護における生活扶助(一時扶助)の入学準備金の給付額を踏まえ、要保護児童生徒援助費補助金予算単価及び国庫補助限度単価が引き上げられた。</p> <p>本市においても、国の補助単価を基に支給単価を定めていることから、新入学学用品・通学用品費を小学校40,600円(20,130円増)に引き上げる。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">・医療費</td> <td style="width: 20%;">12,000円 × 60人 =</td> <td style="width: 30%;">720,000 円</td> </tr> <tr> <td>・新入学学用品費</td> <td>40,600円 × 60人 =</td> <td>2,436,000 円</td> </tr> <tr> <td>・学用品費(1年生)</td> <td>12,990円 × 60人 =</td> <td>779,400 円</td> </tr> <tr> <td>・学用品費(2~6年生)</td> <td>15,220円 × 285人 =</td> <td>4,337,700 円</td> </tr> <tr> <td>・校外活動費</td> <td>3,620円 × 75人 =</td> <td>271,500 円</td> </tr> <tr> <td>・給食費(4,200円×11月)</td> <td>46,200円 × 345人 =</td> <td>15,939,000 円</td> </tr> <tr> <td>・修学旅行費</td> <td>21,490円 × 60人 =</td> <td>1,289,400 円</td> </tr> <tr> <td>・通学費</td> <td>39,290円 × 1人 =</td> <td>39,290 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>25,812,290 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>25,813 千円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">うち拡充分 : 新入学学用品費 20,130円 × 60人 = 1,207,800円</p>								・医療費	12,000円 × 60人 =	720,000 円	・新入学学用品費	40,600円 × 60人 =	2,436,000 円	・学用品費(1年生)	12,990円 × 60人 =	779,400 円	・学用品費(2~6年生)	15,220円 × 285人 =	4,337,700 円	・校外活動費	3,620円 × 75人 =	271,500 円	・給食費(4,200円×11月)	46,200円 × 345人 =	15,939,000 円	・修学旅行費	21,490円 × 60人 =	1,289,400 円	・通学費	39,290円 × 1人 =	39,290 円		合計	25,812,290 円			25,813 千円
・医療費	12,000円 × 60人 =	720,000 円																																				
・新入学学用品費	40,600円 × 60人 =	2,436,000 円																																				
・学用品費(1年生)	12,990円 × 60人 =	779,400 円																																				
・学用品費(2~6年生)	15,220円 × 285人 =	4,337,700 円																																				
・校外活動費	3,620円 × 75人 =	271,500 円																																				
・給食費(4,200円×11月)	46,200円 × 345人 =	15,939,000 円																																				
・修学旅行費	21,490円 × 60人 =	1,289,400 円																																				
・通学費	39,290円 × 1人 =	39,290 円																																				
	合計	25,812,290 円																																				
		25,813 千円																																				
主な 特定財源																																						

【平成29年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料11

新規・拡充	予算	款 10教育費	項 03中学校費	目 01中学校管理費				
事業名	中学校教室用エアコン整備事業費							
総合計画	政策方針	5.豊かな心、優れた教養、健やかな体を育む					所管 部局	教育振興課
	重点施策	(1)学校教育の充実						
本年度 予算額	7,000千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
							7,000千円	
目的・趣旨	<p>生徒の教育環境向上のため、中学校教室へのエアコンの設置を計画している。設置について設計が必要だが、設計に必要な事前調査として、各中学校における教室の温度状況や設置機材・ランニングコストについて調査・検討を行う。エアコン設計に必要な事前調査を実施することで円滑なエアコンの設計・設置が可能となり、生徒の安全で快適な学習環境の創造につながる。また、同様の調査を小学校についても実施する。</p>							
事業概要等	<p>調査対象は、荒尾海陽中学校、荒尾第三中学校、荒尾第四中学校の3校の普通教室及び特別教室とする。 調査後検討を行い、今後の整備施行につなげる。</p> <p>・調査検討委託料 7,000 千円</p>							
主な 特定財源								

【平成29年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料12

新規(拡充)	予算	款	10教育費	項	03中学校費	目	02教育振興費																															
事業名	中学校振興費(就学援助関連)																																					
総合計画	政策方針	5.豊かな心、優れた教養、健やかな体を育む					所管 部局	教育振興課																														
	重点施策	(1)学校教育の充実																																				
本年度 予算額	23,299千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源																															
							23,299千円																															
目的・趣旨	<p>学校教育法第19条及び荒尾市就学援助要綱に基づき、経済的な理由によって就学が困難であると認められる生徒の保護者に対して、新入学学用品・通学用品費、学用品・通学用品費、校外活動費、修学旅行費、通学費、給食費、医療費(特定の疾病のみ)の支給を行っている。</p> <p>支給単価は、例年、文部科学省が示す「要保護児童生徒援助費補助金予算単価及び国庫補助限度単価」に準じて定めているところだが、新入学学用品・通学用品費単価の一部見直しに伴い、本市においても単価の引上げを行う。</p>																																					
事業概要等	<p>中学1年生の保護者に対し、入学に当たって必要となる制服等の購入に係る費用として、新入学学用品・通学用品費を支給している。平成28年度においては一人当たり23,550円の支給を行った。</p> <p>本支給額については、「支給額が、実際に必要となる額に対して十分ではない」との指摘が行われており、生活保護における生活扶助(一時扶助)の入学準備金の給付額を踏まえ、要保護児童生徒援助費補助金予算単価及び国庫補助限度単価が引き上げられた。</p> <p>本市においても、国の補助単価を基に支給単価を定めていることから、新入学学用品・通学用品費を47,400円(23,850円増)に引き上げる。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">・医療費</td> <td style="width: 20%;">12,000円 × 30人 =</td> <td style="width: 30%;">360,000 円</td> </tr> <tr> <td>・新入学学用品費</td> <td>47,400円 × 65人 =</td> <td>3,081,000 円</td> </tr> <tr> <td>・学用品費(1年生)</td> <td>24,590円 × 65人 =</td> <td>1,598,350 円</td> </tr> <tr> <td>・学用品費(1年生以外)</td> <td>26,820円 × 135人 =</td> <td>3,620,700 円</td> </tr> <tr> <td>・校外活動費</td> <td>6,100円 × 65人 =</td> <td>396,500 円</td> </tr> <tr> <td>・給食費(4,700円×11月)</td> <td>51,700円 × 200人 =</td> <td>10,340,000 円</td> </tr> <tr> <td>・修学旅行費</td> <td>57,590円 × 65人 =</td> <td>3,743,350 円</td> </tr> <tr> <td>・通学費</td> <td>79,410円 × 2人 =</td> <td>158,820 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">23,298,720 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">23,299 千円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">うち拡充分 : 新入学学用品費 23,850円 × 65人 = 1,550,250円</p>								・医療費	12,000円 × 30人 =	360,000 円	・新入学学用品費	47,400円 × 65人 =	3,081,000 円	・学用品費(1年生)	24,590円 × 65人 =	1,598,350 円	・学用品費(1年生以外)	26,820円 × 135人 =	3,620,700 円	・校外活動費	6,100円 × 65人 =	396,500 円	・給食費(4,700円×11月)	51,700円 × 200人 =	10,340,000 円	・修学旅行費	57,590円 × 65人 =	3,743,350 円	・通学費	79,410円 × 2人 =	158,820 円		合計	23,298,720 円			23,299 千円
・医療費	12,000円 × 30人 =	360,000 円																																				
・新入学学用品費	47,400円 × 65人 =	3,081,000 円																																				
・学用品費(1年生)	24,590円 × 65人 =	1,598,350 円																																				
・学用品費(1年生以外)	26,820円 × 135人 =	3,620,700 円																																				
・校外活動費	6,100円 × 65人 =	396,500 円																																				
・給食費(4,700円×11月)	51,700円 × 200人 =	10,340,000 円																																				
・修学旅行費	57,590円 × 65人 =	3,743,350 円																																				
・通学費	79,410円 × 2人 =	158,820 円																																				
	合計	23,298,720 円																																				
		23,299 千円																																				
主な 特定財源																																						

【平成29年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料13

新規・拡充	予算	款	10教育費	項	05保健体育費	目	03給食センター費	
事業名	学校給食費無償化事業費							
総合計画	政策方針	5.豊かな心、優れた教養、健やかな体を育む					所管 部局	教育振興課
	重点施策	(1)学校教育の充実						
本年度 予算額	76,000千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
							76,000千円	
目的・趣旨	小学校の給食に係る経費を無償化することにより、保護者の経済的負担を軽減し、教育の充実に資するとともに、子育てを支援することを目的とする。							
事業概要等	・小学校給食費無償化補助金(下半期分相当額) 76,000 千円							
主な 特定財源								



【平成29年度一般会計 新規・拡充事業シート】 資料14

新規・拡充	予算	款 08土木費	項 06住宅費	目 01住宅管理費															
事業名	住宅・建築物安全ストック形成事業費(拡充分のみ:投資的経費)																		
総合計画	政策方針	4.時代に合ったまちづくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域の連携を推進する				所管 部局	建築住宅課												
	重点施策	(5)住民が地域防災の担い手となる環境の確保																	
本年度 予算額	4,000千円	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源												
			2,000千円				2,000千円												
目的・趣旨	本市における耐震性能を有する木造住宅の耐震化率は、約39%と推定される。大規模な地震による人的被害を減少させるため、減災効果に大きく寄与する住宅の耐震化に、継続して取り組む必要がある。																		
事業概要等	<p>平成28年熊本地震の経験を踏まえ、市内全域において、昭和56年6月1日以前に建設された戸建木造住宅の耐震化を向上させるために、現在実施している民間向けの耐震診断補助に加え、設計及び改修事業についても新たに補助制度を設ける。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">・戸建木造住宅耐震設計事業補助金 (費用の3分の2を補助 上限20万円)</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">1,000</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">千円</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>・戸建木造住宅耐震改修工事業補助金 (費用の2分の1を補助 上限60万円)</td> <td style="text-align: right;">3,000</td> <td style="text-align: right;">千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">4,000</td> <td style="text-align: right;">千円</td> <td></td> </tr> </table>							・戸建木造住宅耐震設計事業補助金 (費用の3分の2を補助 上限20万円)	1,000	千円		・戸建木造住宅耐震改修工事業補助金 (費用の2分の1を補助 上限60万円)	3,000	千円		合計	4,000	千円	
・戸建木造住宅耐震設計事業補助金 (費用の3分の2を補助 上限20万円)	1,000	千円																	
・戸建木造住宅耐震改修工事業補助金 (費用の2分の1を補助 上限60万円)	3,000	千円																	
合計	4,000	千円																	
主な 特定財源	防災・安全社会資本整備交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業) 2,000千円(補助率1/2)																		

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 370,588 千円

(歳出)

・社会保障施策に要する経費 8,751,064 千円

【社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名 (目)	経費	事業費の財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	老人福祉費	158,376			25,160	12,890	120,326
	身体障害者福祉費	135,000	67,500			6,531	60,969
	福祉手当費	29,779	22,334			720	6,725
	障害者自立支援給付費	1,469,528	1,100,496			35,707	333,325
	障害者地域生活支援事業費	40,901	22,484		1,997	1,589	14,831
	児童福祉総務費	638,758	211,329		5,098	40,864	381,467
	児童措置費	2,572,332	1,735,771		224,698	59,203	552,660
	母子福祉費	40,301	25,620			1,421	13,260
	扶助費(生活保護費)	1,482,549	1,123,076			34,782	324,691
小計	6,567,524	4,308,610		256,953	193,707	1,808,254	
社会保険	国民健康保険基盤安定費	420,483	315,361			10,171	94,951
	介護保険給付費	730,732	11,431			69,599	649,702
	後期高齢者医療費	813,720				78,734	734,986
	小計	1,964,935	326,792			158,504	1,479,639
保健衛生	予防費	162,305	1,197		18,550	13,794	128,764
	救急医療対策費	11,685				1,131	10,554
	保健事業費	44,615	2,642		6,293	3,452	32,228
	小計	218,605	3,839		24,843	18,377	171,546
合計	8,751,064	4,639,241		281,796	370,588	3,459,439	

## 平成29年度 荒尾市国民健康保険特別会計予算資料

歳入の部

(単位:千円)

款	説明	本年度	前年度	比較	
1 国民健康保険税	一般	医療給付費現年課税分	645,130	655,985	△ 10,855
		医療給付費滞納繰越分	61,774	53,905	7,869
		後期高齢者支援金現年課税分	216,080	219,514	△ 3,434
		後期高齢者支援金滞納繰越分	19,926	17,159	2,767
		介護納付金現年課税分	58,900	59,102	△ 202
		介護納付金滞納繰越分	8,102	6,973	1,129
		小計	1,009,912	1,012,638	△ 2,726
	退職	医療給付費現年課税分	17,913	28,385	△ 10,472
		医療給付費滞納繰越分	2,017	1,656	361
		後期高齢者支援金現年課税分	5,947	9,467	△ 3,520
		後期高齢者支援金滞納繰越分	562	475	87
		介護納付金現年課税分	2,924	6,004	△ 3,080
		介護納付金滞納繰越分	489	371	118
		小計	29,852	46,358	△ 16,506
	計	1,039,764	1,058,996	△ 19,232	
2 使用料及び手数料		1,200	1,200	0	
3 国庫支出金	療養給付費等負担金	療養給付費等負担金	761,927	933,165	△ 171,238
		老人保健拠出金負担金	1	1	0
		介護納付金負担金	85,428	89,986	△ 4,558
		後期高齢者医療費支援金負担金	240,308	251,837	△ 11,529
		小計	1,087,664	1,274,989	△ 187,325
	高額医療費共同事業負担金	51,743	44,813	6,930	
	特定健康診査等負担金	9,838	10,477	△ 639	
	財政調整交付金	普通調整交付金	459,204	638,362	△ 179,158
		特別調整交付金	126,889	161,163	△ 34,274
		小計	586,093	799,525	△ 213,432
	国保制度関係業務準備事業費補助金	5,292	0	5,292	
	計	1,740,630	2,129,804	△ 389,174	
4 療養給付費交付金	退職者医療費交付金(現年度)	162,214	197,964	△ 35,750	
	退職者医療費交付金(過年度)	1	1	0	
	計	162,215	197,965	△ 35,750	
5 前期高齢者交付金		2,663,890	2,585,435	78,455	
6 県支出金	高額医療費共同事業負担金	高額医療費共同事業負担金	51,743	44,813	6,930
		特定健康診査等負担金	9,838	10,477	△ 639
	財政調整交付金	普通調整交付金	304,083	367,893	△ 63,810
		特別調整交付金	105,345	21,000	84,345
		小計	409,428	388,893	20,535
		計	471,009	444,183	26,826
7 共同事業交付金	高額医療共同事業交付金	177,997	171,629	6,368	
	保険財政共同安定化事業交付金	1,657,077	1,901,161	△ 244,084	
	計	1,835,074	2,072,790	△ 237,716	
8 財産収入	財産運用収入	1	1	0	
9 繰入金	一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金(支援分)	134,691	138,689	△ 3,998
		保険基盤安定繰入金(軽減分)	285,792	295,666	△ 9,874
		出産育児一時金繰入金	22,400	22,400	0
		事務費繰入金	100,797	102,208	△ 1,411
		財政安定化支援繰入金	129,005	150,821	△ 21,816
		乳幼児医療費(現物給付分)繰入金	4,269	7,563	△ 3,294
		小計	676,954	717,347	△ 40,393
		財政調整基金繰入金	100,000	100,000	0
	計	776,954	817,347	△ 40,393	
10 繰越金		1	1	0	
11 諸収入	一般	延滞金	1,000	1,000	0
		第三者納付金	5,000	5,000	0
		返納金	50	50	0
	退職	延滞金	100	100	0
		第三者納付金	3,000	3,000	0
		返納金	50	50	0
	雑入	療養費等軽減特例措置分	300	300	0
		特定健康診査実費徴収金	1,920	1,920	0
		若年者健康診査実費徴収金	60	60	0
		雑入	3,431	12,033	△ 8,602
		計	14,911	23,513	△ 8,602
	歳入合計	8,705,649	9,331,235	△ 625,586	

歳出の部

(単位：千円)

款	説明		本年度	前年度	比較
1 総務費	一般管理費	職員給与費	63,622	64,361	△ 739
		物件費	23,779	18,464	5,315
	小計		87,401	82,825	4,576
	連合会負担金		2,368	2,469	△ 101
	徴税費(賦課徴収費)		6,053	6,048	5
	運営協議会費		704	704	0
	医療費適正化対策事業費		9,563	10,162	△ 599
計			106,089	102,208	3,881
2 保険給付費	一般	療養給付費	4,470,684	4,977,665	△ 506,981
		療養費	39,283	38,266	1,017
		高額療養費	711,057	796,592	△ 85,535
		高額介護合算療養費	1,000	1,000	0
		移送費	30	30	0
	小計		5,222,054	5,813,553	△ 591,499
	退職	療養給付費	133,927	160,793	△ 26,866
		療養費	1,498	2,109	△ 611
		高額療養費	25,901	30,115	△ 4,214
		高額介護合算療養費	300	300	0
		移送費	10	10	0
	小計		161,636	193,327	△ 31,691
	審査手数料		13,815	14,004	△ 189
	出産育児一時金		33,600	33,600	0
	出産育児一時金手数料		17	17	0
	葬祭費		3,750	3,750	0
	計			5,434,872	6,058,251
3 後期高齢者支援金等	後期高齢者支援金		750,963	776,374	△ 25,411
	後期高齢者関係事務費拠出金		49	51	△ 2
	病床転換支援金		1	1	0
	病床転換支援金関係事務費拠出金		5	5	0
計			751,018	776,431	△ 25,413
4 前期高齢者納付金等	前期高齢者納付金		2,661	342	2,319
	前期高齢者関係事務費拠出金		52	54	△ 2
	計		2,713	396	2,317
5 老人保健拠出金	老人保健医療費拠出金		1	1	0
	老人保健事務費拠出金		17	34	△ 17
	計		18	35	△ 17
6 介護納付金			266,966	281,209	△ 14,243
7 共同事業拠出金	高額医療費共同事業拠出金		206,974	179,252	27,722
	保険財政共同安定化事業拠出金		1,758,065	1,759,626	△ 1,561
	その他共同事業事務費拠出金		5	5	0
計			1,965,044	1,938,883	26,161
8 保健事業費			76,487	71,380	5,107
9 基金積立金			1	1	0
10 公債費			100	100	0
11 諸支出金	一般	保険税還付金	2,237	2,237	0
		還付加算金	100	100	0
	償還金		1	1	0
	退職	保険税還付金	2	2	0
		還付加算金	1	1	0
計			2,341	2,341	0
12 予備費			100,000	100,000	0
歳出合計			8,705,649	9,331,235	△ 625,586

## 平成29年度荒尾市介護保険特別会計予算資料

## ＜保険事業勘定＞

【歳入】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
1款 保険料	介護保険料	第1号被保険者保険料	1,175,485	1,126,807	48,678
2款 分担金及び負担金	分担金	利用者負担金	0	2,520	△ 2,520
3款 使用料及び手数料	手数料	総務手数料	1	1	0
		督促手数料	220	180	40
		計	221	181	40
4款 国庫支出金	国庫負担金	介護給付費負担金	1,063,167	1,076,876	△ 13,709
	国庫補助金	調整交付金	414,868	422,040	△ 7,172
		地域支援事業交付金	76,773	53,234	23,539
		介護保険事業費補助金	660	0	660
		小計	492,301	475,274	17,027
		計	1,555,468	1,552,150	3,318
5款 支払基金交付金	支払基金交付金	介護給付費交付金	1,602,685	1,641,553	△ 38,868
		地域支援事業支援交付金	31,317	18,659	12,658
		計	1,634,002	1,660,212	△ 26,210
6款 県支出金	県負担金	介護給付費負担金	797,092	828,498	△ 31,406
	県補助金	地域支援事業交付金	38,386	26,617	11,769
		計	835,478	855,115	△ 19,637
7款 財産収入	財産運用収入	利子及び配当金	1	1	0
9款 繰入金	一般会計繰入金	介護給付費繰入金	715,485	732,836	△ 17,351
		職員給与費等繰入金	54,828	56,318	△ 1,490
		事務費繰入金	61,085	64,071	△ 2,986
		地域支援事業繰入金	38,388	26,617	11,771
		低所得者保険料軽減繰入金	15,243	14,998	245
		小計	885,029	894,840	△ 9,811
	基金繰入金	介護給付費準備基金繰入金	1	61,277	△ 61,276
		計	885,030	956,117	△ 71,087
10款 繰越金	繰越金		1	1	0
11款 諸収入	延滞金、加算金及び過料	第1号被保険者延滞金	100	100	0
		第1号被保険者加算金	1	1	0
		小計	101	101	0
	雑入	第三者納付金	1	1	0
		返納金	1	1	0
		雑入	143	143	0
		小計	145	145	0
	計	246	246	0	
歳 入 合 計			6,085,932	6,153,350	△ 67,418

## 【歳出】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
1款 総務費	総務管理費	一般管理費	97,490	83,611	13,879
		連合会負担金	125	125	0
		小計	97,615	83,736	13,879
	徴収費	賦課徴収費	3,686	3,757	△ 71
	介護認定審査会費	介護認定審査会費	253	253	0
		認定調査等費	38,405	39,634	△ 1,229
		認定審査会共同設置負担金	14,227	15,705	△ 1,478
		小計	52,885	55,592	△ 2,707
	趣旨普及費		219	843	△ 624
	計画策定委員会費		263	128	135
計			154,668	144,056	10,612
2款 保険給付費	介護サービス等諸費		5,146,041	5,177,051	△ 31,010
	介護予防サービス等諸費		270,287	374,871	△ 104,584
	審査支払手数料		8,934	8,533	401
	高額介護サービス等費		107,164	109,072	△ 1,908
	高額医療合算介護サービス等費		18,346	17,215	1,131
	特定入所者介護サービス等費		173,109	175,951	△ 2,842
計			5,723,881	5,862,693	△ 138,812
5款 地域支援事業費	介護予防事業費		0	68,322	△ 68,322
	介護予防・生活支援サービス事業費		92,789	0	92,789
	一般介護予防事業費		19,058	0	19,058
	包括的支援事業・任意事業費		87,030	70,877	16,153
計			198,877	139,199	59,678
6款 基金積立金	基金積立金	介護給付費準備基金積立金	1	1	0
7款 公債費	公債費	利子	500	500	0
8款 諸支出金	償還金及び還付加算金		1,901	1,901	0
9款 予備費	予備費		6,104	5,000	1,104
歳 出 合 計			6,085,932	6,153,350	△ 67,418

<介護サービス事業勘定>

【歳入】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
1款 サービス収入	予防給付費収入	介護予防サービス計画費収入	26,361	29,340	△ 2,979
		特例介護予防サービス計画費収入	1	1	0
	計		26,362	29,341	△ 2,979
3款 繰越金	繰越金		1	1	0
4款 財産収入	財産運用収入	利子及び配当金	1	1	0
歳 入 合 計			26,364	29,343	△ 2,979

【歳出】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
1款 総務費	施設管理費	一般管理費	2,484	2,415	69
2款 事業費	居宅介護支援事業費	介護予防支援事業費	23,275	25,775	△ 2,500
4款 予備費	予備費		604	1,152	△ 548
5款 基金積立金	介護サービス事業基金積立金		1	1	0
歳 出 合 計			26,364	29,343	△ 2,979

# 議第4号資料

## 平成29年度荒尾市後期高齢者医療特別会計予算資料

### 【歳入】

(単位：千円)

区 分		本年度	前年度	比較
1 款 後期高齢者医療保険料	特別徴収保険料	361,965	352,185	9,780
	普通徴収保険料	130,678	127,241	3,437
計		492,643	479,426	13,217
2 款 使用料及び手数料	督促手数料	84	84	0
4 款 繰入金	事務費繰入金	38,974	38,046	928
	保険基盤安定繰入金	198,623	193,268	5,355
計		237,597	231,314	6,283
5 款 繰越金	繰越金	1	1	0
6 款 諸収入	延滞金	100	100	0
	保険料還付金	2,000	2,000	0
	還付加算金	100	100	0
	後期高齢者医療広域 連合受託事業収入	17,362	16,502	860
	滞納処分費	1	1	0
	雑入	6,009	5,737	272
計		25,572	24,440	1,132
歳入合計		755,897	735,265	20,632

### 【歳出】

(単位：千円)

区 分		本年度	前年度	比較
1 款 総務費	一般管理費	40,645	39,561	1,084
	徴収費	4,093	3,862	231
計		44,738	43,423	1,315
2 款 後期高齢者医療広域連 合納付金	後期高齢者医療広域 連合納付金	691,366	672,794	18,572
3 款 保健事業費	健康診査費	16,693	15,948	745
4 款 諸支出金	保険料還付金	2,000	2,000	0
	還付加算金	100	100	0
計		2,100	2,100	0
5 款 予備費	予備費	1,000	1,000	0
歳出合計		755,897	735,265	20,632



## 平成29年度荒尾市南新地土地地区画整理事業特別会計予算資料

## 【歳入】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
3款 国庫支出金	国庫補助金	土木費国庫補助金	210,750	55,000	155,750
5款 繰入金	他会計繰入金	一般会計繰入金	162,910	69,000	93,910
8款 市債	市債	土木債	163,000	0	163,000
歳 入 合 計			536,660	124,000	412,660

## 【歳出】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
1款 総務費	総務管理費	一般管理費	74,041	11,732	62,309
2款 事業費	南新地事業費	南新地事業費	461,500	110,848	350,652
3款 公債費	公債費	元金	1	1	0
		利子	118	1	117
	計		119	2	117
4款 予備費	予備費	予備費	1,000	1,418	△ 418
歳 出 合 計			536,660	124,000	412,660

# 議第6号資料

## 平成29年度荒尾市水道事業会計予算資料

### 1. 業務量

項目	本年度	前年度		比較増減	備考
	当初予算	当初予算	決算見込		
給水戸数(戸)	23,200	23,100	23,200	100	
年間総配水量(m <sup>3</sup> )	5,755,000	5,575,000	5,840,000	180,000	
1日平均配水量(m <sup>3</sup> )	15,767	15,274	16,000	493	
有収水量(m <sup>3</sup> )	5,110,400	5,045,300	5,147,800	65,100	
有収率(%)	88.8	90.5	88.1	△1.7	

### 2. 収益的収入及び支出

(単位:千円)

収入					支出				
科目	本年度	前年度		比較増減	科目	本年度	前年度		比較増減
	当初予算	当初予算	決算見込			当初予算	当初予算	決算見込	
1. 営業収益	808,569	802,814	815,970	5,755	1. 営業費用	927,403	935,307	913,650	△7,904
①給水収益	806,016	800,261	813,491	5,755	①職員給与費	50,930	55,135	43,332	△4,205
②受託工事収益	2	2	0	0	②修繕費	34,232	30,133	29,932	4,099
③その他営業収益	2,551	2,551	2,479	0	③委託料	411,565	409,411	408,259	2,154
2. 営業外収益	280,262	276,086	279,714	4,176	④受水費	467	12,878	12,878	△12,411
①受取利息	120	120	120	0	⑤減価償却費	372,439	372,439	365,286	0
②他会計補助金	51,554	54,106	53,034	△2,552	⑥その他	57,770	55,311	53,963	2,459
③長期前受金戻入	200,203	194,722	199,422	5,481	2. 営業外費用	96,307	91,795	90,315	4,512
④雑収益	28,385	27,138	27,138	1,247	①支払利息	77,669	81,795	80,315	△4,126
3. 特別利益	2	2	0	0	②消費税及び地方消費税	18,638	10,000	10,000	8,638
					3. 特別損失	2	2	0	0
					4. 予備費	2,000	2,000	0	0
計	1,088,833	1,078,902	1,095,684	9,931	計	1,025,712	1,029,104	1,003,965	△3,392

\*収入総額 1,088,833千円、支出総額 1,025,712千円、収支差引 63,121千円

\*前年度繰越利益剰余金 187,148千円、当年度未処分利益剰余金 243,626千円

\*対前年度比 収入0.9%増、支出0.3%減

### 3. 資本的収入及び支出

(単位:千円)

収入					支出				
科目	本年度	前年度		比較増減	科目	本年度	前年度		比較増減
	当初予算	当初予算	決算見込			当初予算	当初予算	決算見込	
1. 企業債	56,560	227,000	292,100	△170,440	1. 建設改良費	271,732	534,699	644,177	△262,967
2. 工事負担金	20,540	20,500	20,500	40	2. 企業債償還金	230,693	219,308	219,742	11,385
3. 他会計負担金	4,050	4,050	4,050	0	3. 予備費	3,000	3,000	0	0
4. 補助金	143,540	190,281	223,309	△46,741					
5. 固定資産売却代金	1	1	0	0					
計	224,691	441,832	539,959	△217,141	計	505,425	757,007	863,919	△251,582

\*収入総額 224,691千円、支出総額 505,425千円、収支差引 △280,734千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額280,734千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,612千円、当年度分損益勘定留保資金177,686千円及び建設改良積立金95,436千円で補填するものとする。

\*建設改良費の主なもの

閉山炭鉱水道施設 共同給水装置付替工事

荒尾地区配水管布設工事

平山地区配水管布設工事

機械電気設備工事(八幡台水源地加圧ポンプ更新、屋形山配水池電気設備更新等)

## 平成29年度荒尾市下水道事業会計予算資料

## 1. 業務量

項目	本年度	前年度		比較増減	備考
	当初予算	当初予算	決算見込		
接続戸数(戸)	15,000	14,900	14,900	100	
年間総排水量(m <sup>3</sup> )	4,711,236	4,365,041	4,703,371	346,195	
1日平均処理水量(m <sup>3</sup> )	12,907	11,959	12,885	948	
主要な建設改良事業(千円)	387,000	505,000	355,345	△ 118,000	

## 2. 収益的収入及び支出

(単位:千円)

収入					支出				
科目	本年度	前年度		比較増減	科目	本年度	前年度		比較増減
	当初予算	当初予算	決算見込			当初予算	当初予算	決算見込	
1.営業収益	894,062	863,618	884,011	30,444	1.営業費用	1,099,518	1,084,580	1,084,147	14,938
①下水道使用料	796,911	776,160	795,668	20,751	①職員給与費	71,002	63,896	66,778	7,106
②他会計負担金	97,090	87,397	88,282	9,693	②光熱水費	23,464	23,084	17,720	380
③その他営業収益	61	61	61	0	③修繕費	58,911	43,047	42,885	15,864
2.営業外収益	513,384	504,190	527,487	9,194	④委託料	326,377	321,531	321,693	4,846
①受取利息及び配当金	10	1	7	9	⑤減価償却費	596,419	612,777	613,089	△ 16,358
②他会計補助金	232,791	235,167	233,964	△ 2,376	⑥その他	23,345	20,245	21,982	3,100
③長期前受金戻入	280,580	269,019	293,364	11,561	2.営業外費用	158,744	155,418	164,830	3,326
④雑収益	3	3	152	0	①支払利息	137,744	154,418	147,830	△ 16,674
3.特別利益	2	0	0	2	②消費税及び地方消費税	19,000	1,000	17,000	18,000
					③雑支出	2,000	0	0	2,000
					3.特別損失	51	0	40	51
計	1,407,448	1,367,808	1,411,498	39,640	計	1,258,313	1,239,998	1,249,017	18,315

\* 収入総額 1,407,448千円、支出総額 1,258,313千円、収支差引 149,135千円

\* 対前年度比 収入2.9%増、支出1.5%増

## 3. 資本的収入及び支出

(単位:千円)

収入					支出				
科目	本年度	前年度		比較増減	科目	本年度	前年度		比較増減
	当初予算	当初予算	決算見込			当初予算	当初予算	決算見込	
1.企業債	298,600	517,600	383,600	△ 219,000	1.建設改良費	518,789	813,507	655,707	△ 294,718
2.補助金	211,199	329,405	293,905	△ 118,206	2.借入償還金	574,939	574,911	574,910	28
3.固定資産売却代金	30,000	0	0	30,000	3.国庫補助金返還金	1,000	0	0	1,000
4.受益者負担金	12,643	17,001	11,800	△ 4,358					
計	552,442	864,006	689,305	△ 311,564	計	1,094,728	1,388,418	1,230,617	△ 293,690

\* 収入総額 552,442千円、支出総額 1,094,728千円、収支差引 △542,286千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額542,286千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,971千円、当年度分損益勘定留保資金316,339千円で補填し、なお不足する額206,976千円は一時借入金で措置するものとする。

\* 建設改良費の主なもの

牛水地区汚水管渠布設工事 平山地区汚水管渠布設工事

荒尾市大島浄化センター用水設備等改築更新工事

議第8号資料

平成29年度荒尾市病院事業会計予算

1. 収益的収入及び支出

【収入】				【支出】			
科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1 病院事業収益	6,420,609	6,164,999	255,610	1 病院事業費用	6,304,978	6,108,902	196,076
1 医業収益	6,081,330	5,813,887	267,443	1 医業費用	6,245,383	6,041,408	203,975
入院収益	4,136,957	3,899,083	237,874	給与	3,663,450	3,580,335	83,115
外来収益	1,580,713	1,547,569	33,144	給与・賃金・報酬	2,756,293	2,660,440	95,853
その他医業収益	379,660	383,271	△ 3,611	法定福利費等その他給与費	907,157	919,895	△ 12,738
(220,373)	(225,592)	(△ 5,219)		材料費	1,357,700	1,287,037	70,663
保険等査定減	△ 16,000	△ 16,036	36	薬品費	850,000	815,000	35,000
2 医業外収益	327,221	339,274	△ 12,053	診療材料費	498,700	463,037	35,663
他会計補助金	119,768	137,210	△ 17,442	医療消耗備品費	9,000	9,000	0
(119,768)	(137,210)	(△ 17,442)		経費	951,283	903,186	48,097
資本費繰入収益	33,530	65,041	△ 31,511	光熱水費	86,500	87,500	△ 1,000
(33,530)	(65,041)	(△ 31,511)		修繕費	80,000	70,000	10,000
他会計負担金	114,171	79,118	35,053	賃借料	74,774	67,855	6,919
(114,171)	(79,118)	(35,053)		委託料	596,693	566,943	29,750
その他医業外収益	59,752	57,905	1,847	その他経費	113,316	110,888	2,428
3 特別利益	12,058	11,838	220	減価償却費	240,400	239,400	1,000
(0)	(0)	(0)		資産減耗費	10,000	10,000	0
収益的収入合計	6,420,609	6,164,999	255,610	研究研修費	22,550	21,450	1,100
(487,842)	(506,961)	(△ 19,119)		2 医業外費用	35,595	43,494	△ 7,899
				支払利息	14,000	18,000	△ 4,000
				その他医業外費用	21,595	25,494	△ 3,899
				3 特別損失	14,000	14,000	0
				4 予備費	10,000	10,000	0
				収益的支出合計	6,304,978	6,108,902	196,076

( )は、繰入金

◇患者見込数

- 入院 86,505 人(237人×365日)
  - 一般 72,270 人(198人×365日)
  - 回復期 14,235 人( 39人×365日)
- 外来 90,280 人(370人×244日)

◇1日1人当たり収益

- 入院(一般) 51,801 円
- 入院(回復期) 27,629 円
- 外来 17,509 円

2. 資本的収入及び支出

【収入】				【支出】			
科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1 資本的収入	600,478	333,189	267,289	1 資本的支出	858,331	632,731	225,600
1 企業債	561,000	291,040	269,960	1 建設改良費	605,129	335,129	270,000
施設整備事業債	181,000	181,040	△ 40	土地購入費	1	1	0
医療機器整備事業債	380,000	110,000	270,000	建物建設改良費	215,126	215,126	0
2 固定資産売却代金	5,390	5,390	0	器械備品購入費	390,000	120,000	270,000
3 補助金	1	2,672	△ 2,671	その他改良費	2	2	0
4 他会計負担金	1	1	0	2 企業債償還金	231,000	278,000	△ 47,000
5 他会計出資金	34,086	34,086	0	3 医学生奨学資金貸付金	14,400	9,600	4,800
(34,086)	(34,086)	(0)		4 看護学生奨学資金貸付金	7,800	10,000	△ 2,200
				5 電話加入権	1	1	0
(繰入金合計)	(521,928)	(541,047)	(△ 19,119)	6 投資	1	1	0

( )は、繰入金

平成29年度 収支

	収入	支出	差引収支
1. 収益的収支	6,420,609	6,304,978	115,631
2. 資本的収支	600,478	858,331	△ 257,853
	7,021,087	7,163,309	△ 142,222

※左記収支には、下記の新病院建設に伴う設計費等を含む。  
 ⇒基本設計費 73,833  
 ⇒造成設計費 34,086 実施設計費 181,040

参考・・・平成28年度予算

	収入	支出	差引収支
1. 収益的収支	6,164,999	6,108,902	56,097
2. 資本的収支	333,189	632,731	△ 299,542
	6,498,188	6,741,633	△ 243,445

## 平成28年度荒尾市一般会計補正予算（第7号）資料

## 1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳				一般財源	説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源			一般財源			
			国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 総 務 費	特別職人件費	8,506				8,506	<input type="checkbox"/> 市長退職のため ・退職手当 8,506		
	荒尾市長選挙費	19,138				19,138	<input type="checkbox"/> 市長選挙関連経費 ・非常勤職員報酬 1,301 ・賃金 1,654 ・報償費 6,673 ・費用弁償 100 ・普通旅費 20 ・消耗品費 315 ・燃料費 10 ・電気料 33 ・食糧費 246 ・印刷製本費 1,345 ・郵便料 2,262 ・電話料 26 ・手数料 400 ・その他委託料 1,987 ・借上料 167 ・備品購入費 277 ・各種負担金 2,322		
	荒尾市長選挙費（人件費）	1,460				1,460	<input type="checkbox"/> 選挙事務従事職員手当 ・時間外手当 1,460		
	2 款計	29,104				29,104			
	補正額合計	29,104				29,104	一般財源 ・普通交付税 7,643 ・繰越金 21,461		
	補正前の額	20,840,026	5,933,463	533,700	1,242,683	13,130,180			
	合 計	20,869,130	5,933,463	533,700	1,242,683	13,159,284			

# 議第11、20号資料

産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な  
計画の計画期間満了に伴う条例の整備について

## 1. 工場立地法の概要

工場立地法では、工場立地が周辺地域の生活環境との調和を図りつつ適正に行われることを目的として、①生産施設②緑地③環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合等を定め、一定規模以上の工場等の新設又は既存工場等の変更を行う際に、事前に届け出ることを義務付けている。

- ①敷地面積に対する生産施設面積率：業種別に7段階に区分し、それぞれ、  
30%、40%、45%、50%、55%、60%、65%以下と定めている。
- ②敷地面積に対する緑地面積率：全業種一律で20%以上と定めている。
- ③敷地面積に対する環境施設面積率：全業種一律で25%以上と定めている。

上記②及び③については、次の3つの方法で地域準則を定めることができる。

- (1) 工場立地法：都道府県、市が地域の実情に応じて、5～30%の範囲で独自に設定→今回制定
- (2) 企業立地促進法：市町村が対象地域を1～25%の範囲で独自に設定→H20年に制定。今回廃止
- (3) 総合特区法又は復興特区法：市町村が対象地域を1%以上で独自に設定→対象外

## 2. 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年6月1日施行。通称：企業立地促進法）による工場立地法の特例措置

企業立地促進法は、地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等の取組を支援し、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図ることを目的とし、制定された。

都道府県及び市が、企業立地促進法に基づく基本計画において「企業立地重点促進区域」を定め、国の同意を受けた場合、国が、同法に基づき、地域の強みと特性を踏まえた個性ある地域の産業集積の形成及び活性化を目指した支援（地方交付税による支援措置、工場立地法の特例措置、農地転用手続の迅速化など）を講じるもの。

熊本県及び県内市町村（14市21町村）は、平成19年12月に「半導体」及び「輸送用機械」関連産業集積形成基本計画について、平成20年3月に「食品・医薬品関連」及び「八代市港湾利用型」産業集積形成基本計画について、国の同意を得ている。

これに伴い、荒尾市では、「荒尾市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例」（平成20年9月26日施行。以下「荒尾市企業立地促進法準則条例」という。）により、次のとおり地域準則を定めた。

同意企業立地重点促進区域	水野北工業団地、荒尾産業団地	大島適地
緑地面積率	10% 以上	5% 以上
環境施設面積率	15% 以上	5% 以上

国の同意を受けた4つの基本計画が、平成29年3月31日で期間満了（5年間）を迎える。これにより、基本計画に定められた同意企業立地重点促進区域も無くなることになるため、荒尾市企業立地促進法準則条例が効力を失う。

⇒荒尾市工場等誘致条例の一部を改正（平成29年4月1日施行）

⇒荒尾市企業立地促進法準則条例を廃止（平成29年4月1日施行）※10年間の経過措置を規定する。

### 3. 荒尾市工場立地法地域準則条例の制定

荒尾市企業立地促進法準則条例の廃止に伴い、同意企業立地重点促進区域において特例措置を受けていた企業においては、工場立地法に基づく緑地面積率(20%)及び環境施設面積率(25%)により環境施設を整備する必要があるが、新たに環境施設の整備費用等を伴うことから、工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき、次のとおり地域準則を定め、企業の負担軽減を図る。

国が認める地域準則の範囲

区域の区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
	住居の用に併せて商業等の用に供されている区域	住居の用に併せて工業の用に供されている区域	主として工業等の用に供されている区域	第1、2、3種区域以外の区域
緑地面積率	20～30%	10～25%	5～20%	5～25%
環境施設面積率	25～35%	15～30%	10～25%	10～30%

荒尾市工場立地法地域準則条例制定に伴う現行からの変更点

- (1) 対象区域の拡大（第3条関係）
- (2) 環境施設面積率の低減及び増加（第3条関係）
- (3) 緑地・環境施設の重複における緑地面積率の算入率の増加（第4条関係）

	区域の範囲	工場立地法 (国の準則)	荒尾市企業立地促進法 地域準則条例	荒尾市工場立地法地域 準則条例
緑地面積率（上段） 環境施設面積率（下段）	準工業地域	20%以上 25%以上	(甲種区域) なし	(第2種区域) 10%以上 15%以上
	工業地域		(乙種区域) 水野北工業団地 荒尾産業団地 10%以上 15%以上	(第3種区域) 5%以上 10%以上
	工業専用地域		(丙種区域) 大島適地 5%以上 5%以上	
	その他の地域		なし	(第1、4種区域) なし
重複緑地算入率	市全域	25%まで	なし	50%まで

荒尾市個人情報保護条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第1条 荒尾市個人情報保護条例の一部改正</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 情報提供等記録 保有特定個人情報のうち、番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものをいう。</p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 情報提供等記録 保有特定個人情報のうち、番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。第35条において同じ。）に規定する記録に記録されたものをいう。</p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p>



現 行	改 正 後
<p>(1) 当該保有個人情報保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条第2項の規定に違反して保有されているとき、第12条第1項及び第2項若しくは第12条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されるとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第29条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(1) 当該保有個人情報保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条第2項の規定に違反して保有されているとき、第12条第1項及び第2項若しくは第12条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されるとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第29条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p>

第2条 荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正

現 行	改 正 後
<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、審査会は、次に掲げる事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項</p> <p>(3) 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、審査会は、次に掲げる事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項</p> <p>(3) 略</p>

第3条 荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

現 行	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第</p>

現 行	改 正 後
<p>9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行		改 正 後	
別表第1 (第4条関係)		別表第1 (第4条関係)	
執行機関	事務	執行機関	事務
略		略	
9 教育委員会	障害のある児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	9 教育委員会	荒尾市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成29年教育委員会告示第1号)による特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
別表第2 (第4条関係)		別表第2 (第4条関係)	
執行機関	事務	執行機関	事務
略		略	
2 市長	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
略		略	
5 市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)	5 市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)
略		略	
5 市長	医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員	5 市長	医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員

現 行	
<p>関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、<u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）</u>又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。以下同じ。） その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
略	略
<p>7 市長</p>	<p>予防接種法による給付（同法第15条第1項の障害に係るものに限る。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>
略	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律<u>その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報</u>であって規則で定めるもの</p>
略	略
<p>30 市長</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立</p>
略	<p><u>国民年金法（昭和34年法律第141号）</u>その他の法令による給付の支給に関する</p>

改 正 後	
<p>関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>共済法（昭和28年法律第245号）、<u>国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法</u>又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。以下同じ。） その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
略	略
<p>7 市長</p>	<p>予防接種法による給付（同法第15条第1項の障害に係るものに限る。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>
略	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）<u>その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報</u>であって規則で定めるもの</p>
略	略
<p>20の2 市長</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>
略	<p>地方税関係情報であって</p>
略	略
<p>30 市長</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立</p>
略	<p><u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律</u>その他の法令による給付の支給に</p>

現 行	
	支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
略	
36 市長	荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する条例による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 児童福祉法による障害児に <u>通所支援に関する情報、医療保険給付関係情報、地方税関係情報、障害者自立支援給付関係情報、生活保護関係情報、外国人保護措置関係情報、子ども医療費助成関係情報又はひとり親家庭等医療費助成関係情報</u> であって規則で定めるもの
略	

改 正 後	
	支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
略	
36 市長	荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する条例による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 児童福祉法による障害児に <u>通所支援に関する情報、医療保険給付関係情報、地方税関係情報、障害者自立支援給付関係情報、子ども医療費助成関係情報又はひとり親家庭等医療費助成関係情報</u> であって規則で定めるもの
略	

別表第3（第5条関係）

執行機関	事務	執行機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員 教会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報、学校教育法による就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する援助に関する情報（以下「就学援助関係

別表第3（第5条関係）

執行機関	事務	執行機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員 教会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報、学校教育法による就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する援助に関する情報（以下「就学援助関係

現 行		改 正 後	
略			
5 教育委員会	<u>障害のある児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する情報</u> （以下「 <u>特別支援教育関係情報</u> 」 <u>という。</u> ） である ため である の		<u>荒尾市特別支援教育関係情報</u> という。 である の
略			
5 教育委員会	<u>障害のある児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する情報</u> （以下「 <u>特別支援教育関係情報</u> 」 <u>という。</u> ） である の	<u>荒尾市特別支援教育関係情報</u> という。 である の	<u>荒尾市特別支援教育関係情報</u> という。 である の

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び荒尾市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条 荒尾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

現 行	改 正 後
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)              第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせない。</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)              第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるとして規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせない。</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>4 第1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が</p>	<p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ず</p>

現 行	
<p>養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のいる職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p>	<p>る者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のいる職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のいる職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p>
5 略	5 略

第2条 荒尾市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

現 行	
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこ</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子)をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了</p>



現 行	改 正 後
<p><u>と及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。</u></p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ <u>次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする休業の期間の末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p> <p>ウ 略</p>	<p><u>すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p> <p>ウ 略</p>
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の2 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1</p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</p> <p>第2条の2 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日）が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1</p>

現 行	改 正 後
<p>歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とすする育児休業をしていない非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき <u>当該子が1歳6か月に達する日</u></p> <p>ア・イ 略</p>	<p>歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とすする育児休業をしていない非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき <u>当該子の1歳6か月到達日</u></p> <p>ア・イ 略</p>
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条令第3条の3 略)</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条令第2条の4 略)</p>
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条令第2条第1項の特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項の条令第2条第1項の特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしていない職員が産前の休業を始め若しくは出産したことににより当該育児休業の承認が効力を失ひ、又は第5条に規定する事由に該当したことににより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなつたこと。</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条令第2条第1項の特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項の条令第2条第1項の特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 育児休業をしていない職員が、産前の休業を始め、又は出産したことににより、当該育児休業の承認が効力を失つた後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなつたこと。</p> <p>ア 死亡した場合</p> <p>イ 養子縁組等により職員と別居することとなつた場合</p> <p>(2) 育児休業をしていない職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなつたこと。</p> <p>ア 前号ア又はイに掲げる場合</p> <p>イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合</p>
<p>(2) 略</p>	<p>(3) 略</p>

現 行	改 正 後
<p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。</u></p> <p>(7) 略</p>	<p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。</u></p> <p>(8) 略</p>
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 <u>勤務時間等条例に基づき規則で定める特別休暇で、職員（非常勤職員を除く。）が生後満1年に達しない子を育てる場合におけるものを承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間を承認されている場合には、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 <u>勤務時間等条例第14条の規定による特別休暇で、職員（非常勤職員を除く。）が生後満1年に達しない子を育てる場合の時間（以下「特別休暇としての育児時間」という。）又は勤務時間等条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇としての育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

荒尾市税条例等の一部を改正する条例の主な内容

第1条による改正

改正項目	改正内容		市税条例 (関係条項)	適用時期								
	現行	改正後										
1 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)制度の対象期間の延長	<table border="1"> <tr> <th>控除適用年度</th> <th>居住年</th> </tr> <tr> <td>平成22年度から平成41年度まで</td> <td>平成11年から平成18年まで 又は 平成21年から平成31年まで</td> </tr> </table>	控除適用年度	居住年	平成22年度から平成41年度まで	平成11年から平成18年まで 又は 平成21年から平成31年まで	<table border="1"> <tr> <th>控除適用年度</th> <th>居住年</th> </tr> <tr> <td>平成22年度から平成43年度まで</td> <td>平成11年から平成18年まで 又は 平成21年から平成33年まで</td> </tr> </table>	控除適用年度	居住年	平成22年度から平成43年度まで	平成11年から平成18年まで 又は 平成21年から平成33年まで	附則第7条の3の2	平成22年度から平成43年度までの個人住民税に適用
控除適用年度	居住年											
平成22年度から平成41年度まで	平成11年から平成18年まで 又は 平成21年から平成31年まで											
控除適用年度	居住年											
平成22年度から平成43年度まで	平成11年から平成18年まで 又は 平成21年から平成33年まで											

第2条による改正

改正項目	改正内容		市税条例 (関係条項)	適用時期												
	現行	改正後														
1 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の1年延長	<table border="1"> <tr> <th>グリーン化特例対象期間</th> </tr> <tr> <td>平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回新規検査を受けたもの</td> </tr> </table>	グリーン化特例対象期間	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回新規検査を受けたもの	<table border="1"> <tr> <th>グリーン化特例対象期間</th> </tr> <tr> <td>平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回新規検査を受けたもの</td> </tr> </table>	グリーン化特例対象期間	平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回新規検査を受けたもの	附則第16条	平成29年度の軽自動車税に適用								
グリーン化特例対象期間																
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回新規検査を受けたもの																
グリーン化特例対象期間																
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回新規検査を受けたもの																
2 法人税割の税率引下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入時期の変更	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">＜法人市民税＞</th> </tr> <tr> <td>法人税割</td> <td>平成29年4月1日施行</td> </tr> <tr> <td>12.1%→8.4%</td> <td></td> </tr> </table>	＜法人市民税＞		法人税割	平成29年4月1日施行	12.1%→8.4%		<table border="1"> <tr> <th colspan="2">＜法人市民税＞</th> </tr> <tr> <td>法人税割</td> <td>平成31年10月1日施行</td> </tr> <tr> <td>12.1%→8.4%</td> <td></td> </tr> </table>	＜法人市民税＞		法人税割	平成31年10月1日施行	12.1%→8.4%		荒尾市税条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第32号)附則第1条第2号及び附則第4条	平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用  平成31年10月1日以後に取得した軽自動車に適用
＜法人市民税＞																
法人税割	平成29年4月1日施行															
12.1%→8.4%																
＜法人市民税＞																
法人税割	平成31年10月1日施行															
12.1%→8.4%																

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現	行	改	正	後
<p>別表第1 (第3条関係) 略 備考 1～7 略 8 養育里親等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第2項に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。）に委託されている支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。</p>	<p>別表第1 (第3条関係) 略 備考 1～7 略 8 養育里親等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第1号に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。）に委託されている支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。</p>	<p>別表第1 (第3条関係) 略 備考 1～7 略 8 養育里親等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第1号に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。）に委託されている支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。</p>	<p>別表第1 (第3条関係) 略 備考 1～7 略 8 養育里親等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第1号に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。）に委託されている支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。</p>	<p>別表第1 (第3条関係) 略 備考 1～7 略 8 養育里親等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第1号に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。）に委託されている支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。</p>
<p>別表第2 (第3条関係) 略 備考 1～9 略 10 里親（児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親をいう。）に委託されている支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。</p>	<p>別表第2 (第3条関係) 略 備考 1～9 略 10 里親（児童福祉法第6条の4に規定する里親をいう。）に委託されている支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。</p>	<p>別表第2 (第3条関係) 略 備考 1～9 略 10 里親（児童福祉法第6条の4に規定する里親をいう。）に委託されている支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。</p>	<p>別表第2 (第3条関係) 略 備考 1～9 略 10 里親（児童福祉法第6条の4に規定する里親をいう。）に委託されている支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。</p>	<p>別表第2 (第3条関係) 略 備考 1～9 略 10 里親（児童福祉法第6条の4に規定する里親をいう。）に委託されている支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後												
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ当該右欄に定めるところによる。</p> <table border="1" data-bbox="391 120 686 1115"> <tr> <td data-bbox="391 120 518 1115">重度心身障害者</td> <td data-bbox="391 1115 518 2105">(1)・(2) 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 120 686 1115">(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に該当する者</td> <td data-bbox="518 1115 686 2105">(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に該当する者(この場合において、同表第9号及び第10号中「精神の障害」とあるのは、「知的障害」とする。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="686 120 774 1115">(4) 略</td> <td data-bbox="686 1115 774 2105">(4) 略</td> </tr> </table> <p>略</p>	重度心身障害者	(1)・(2) 略	(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に該当する者	(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に該当する者(この場合において、同表第9号及び第10号中「精神の障害」とあるのは、「知的障害」とする。)	(4) 略	(4) 略	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ当該右欄に定めるところによる。</p> <table border="1" data-bbox="391 1115 686 2105"> <tr> <td data-bbox="391 1115 518 2105">重度心身障害者</td> <td data-bbox="391 120 518 1115">(1)・(2) 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1115 686 2105">(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に該当する者</td> <td data-bbox="518 120 686 1115">(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に該当する者(この場合において、同表第9号及び第10号中「精神の障害」とあるのは、「知的障害」とする。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="686 1115 774 2105">(4) 略</td> <td data-bbox="686 120 774 1115">(4) 略</td> </tr> </table> <p>略</p>	重度心身障害者	(1)・(2) 略	(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に該当する者	(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に該当する者(この場合において、同表第9号及び第10号中「精神の障害」とあるのは、「知的障害」とする。)	(4) 略	(4) 略
重度心身障害者	(1)・(2) 略												
(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に該当する者	(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に該当する者(この場合において、同表第9号及び第10号中「精神の障害」とあるのは、「知的障害」とする。)												
(4) 略	(4) 略												
重度心身障害者	(1)・(2) 略												
(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に該当する者	(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に該当する者(この場合において、同表第9号及び第10号中「精神の障害」とあるのは、「知的障害」とする。)												
(4) 略	(4) 略												

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る助成金について適用し、施行日前の申請に係る助成金については、なお従前の例による。

荒尾市介護保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現	行	改 正 後
<p>(保険料率) 第2条 略</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度及び平成28年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,320円とする。</p>	<p>(保険料率) 第2条 略</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの</p>	<p>保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,320円とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市工場等誘致条例の一部を改正する等の条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第1条 荒尾市工場等誘致条例の一部改正</p> <p>(用語の意義) 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 (6) 同意集積区域 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)第9条第1項に規定する区域をいう。</p> <p>(工場等の指定) 第3条 市長は、市内に新設され、又は増設された工場等が、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該工場等をこの条例を適用する工場等(以下「適用工場等」という。)として指定する。</p> <p>(1) 当該新設又は増設が事業(情報通信技術利用業並びに情報サービス業のうちソフトウェア業及び情報提供サービス業を除く。)の用に直接供するた め、2,100万円を超え、かつ、当該新設又は増設に伴う事業に新しく従事する雇用者が3人以上(道路貨物運送業又はこん包業については、16人以上)となる工場等</p> <p>(2) 同意集積区域内にあって、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体を定める省令(平成19年総務省令第94号)第3条に定める施設を有する工場等</p>	<p>(用語の意義) 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 略 削る。</p> <p>(工場等の指定) 第3条 市長は、次に掲げる条件を満たし、第1条に規定する目的を達成するため必要があると認められた工場等を、この条例を適用する工場等(以下「適用工場等」という。)として指定することができる。</p> <p>(1) 事業(情報通信技術利用業並びに情報サービス業のうちソフトウェア業及び情報提供サービス業を除く。)の用に直接供するた め、市内に新設され、又は増設され、当該投下固定資産総額が2,100万円を超えること。</p> <p>(2) 前号の規定による新設又は増設に伴う事業に新しく従事する雇用者が3人以上(当該事業が道路貨物運送業又はこん包業である場合は、16人以上)となること。</p>
<p>第2条 荒尾市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の廃止</p>	<p>附 則 (施行期日)</p>



第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。  
(経過措置)

第2条 次項に定める場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、第2条の規定による廃止前の荒尾市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の適用を受けた特定工場（工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項に規定する特定工場をいう。）（以下「特例特定工場」という。）において、施行日から平成39年3月31日までに生産施設の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、荒尾市工場立地法地域準則条例（平成29年条例第 号。以下「地域準則条例」という。）第3条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の変更の算定は、それぞれ次の表に掲げる式によって行うものとする。

特例特定工場が存する区域	当該生産施設の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の変更に伴い設置する環境施設の変更面積
第2種区域	$G \geq (P/\gamma)(0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma)(0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
第3種区域	$G \geq (P/\gamma)(0.05 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.05 - (G_0/S)) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma)(0.1 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma)(0.1 - (E_0/S)) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

備考 この表及び次項の表における記号の意義は、次に定めるとおりとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設の変更面積

γ 当該特例特定工場が属する工場立地に関する準則（平成10年

大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。  
以下「法準則」という。) 別表第1の上欄に掲げる業種につい  
ての同表の下欄に掲げる割合

G<sub>0</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に  
届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合  
計のうち、施行日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更  
に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える  
面積

S 当該特例特定工場の敷地面積

G<sub>1</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に  
届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。)の面積の合  
計

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

E<sub>0</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出  
前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。)の  
面積の合計のうち、施行日以後の当該変更以外の生産施設の面  
積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の  
合計を超える面積

E<sub>1</sub> 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出  
前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。)の  
面積の合計

2 法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する特例特定工  
場において、施行日から平成39年3月31日までに生産施設の面積  
の変更が行われるときは、地域準則条例第3条の表の各欄に定める  
割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次の表  
に掲げる式によって行うものとする。

特例特定工場が存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設的面積
第2種区域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
第3種区域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.05 - (G_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.05 - (G_0/S)) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.1 - (E_0/S))$ ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j/\gamma_j) (0.1 - (E_0/S)) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

備考 この表における記号の意義は、次に定めるとおりとする。

n 当該特例特定工場が属する業種の個数

Pj 当該変更に係る j 業種に属する生産施設的面積

γj j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

荒尾市空家等対策審議会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>総務部政策企画課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>建設経済部建築住宅課</u> において処理する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 平成28年度荒尾市一般会計補正予算（第8号）資料

## 1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左の財源内訳				説明 (積算の基礎等)
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		
2 総務費							
	総務課人件費	20,273	4,431		512	15,330	<input type="checkbox"/> 給与改定による単価の増及び自己都合退職者の1人増による ・退職手当 20,273 (財源) ・県負担金 4,431 ・企業会計負担金 512
	分庁舎維持管理費（旧第四小学校）				△17	17	<input type="checkbox"/> 10款へ充当替え (財源) ・財産使用料 △17
	基金費（政策企画課）	2,039				2,039	<input type="checkbox"/> 前年度運用益金及びふるさと応援寄附金の積立て ・文化振興基金積立金 13 ・ふるさと創生基金積立金 36 ・ふるさと応援基金積立金 1,990
	基金費（財政課）	907,559				907,559	<input type="checkbox"/> 運用益金等の積立て (新規積立て) ・公共施設整備基金積立金 500,000 (前年度運用益金) ・財政調整基金積立金 4,832 ・減債基金積立金 306 ・職員退職手当基金積立金 166 ・土地開発基金積立金 130 ・地域活性化基金積立金 25 (前年度決算剰余金処分) ・財政調整基金積立金 402,100
	基金費（くらしいきいき課）	20				20	<input type="checkbox"/> 安心安全まちづくり推進基金の運用益金の積立て ・安心安全まちづくり推進基金積立金 20
	地方バス対策費	△10,536			△3,451	△7,085	<input type="checkbox"/> バス路線欠損補助金の不用額及び国庫補助不採択による減 ・協議会負担金 △8,300 ・補助金 △2,236
	まちづくり推進調査事業費	△1,048				△1,048	<input type="checkbox"/> 事業見直しによる減 ・委託料 △1,048
	荒尾総合文化センター施設改修費	△6,000				△6,000	<input type="checkbox"/> 不用額による減 ・工事請負費 △6,000
	賦課事務費	1,500				1,500	<input type="checkbox"/> 法人市民税の過誤納還付金決算見込みによる ・返還金 1,500
	徴収事務費	7,158				7,158	<input type="checkbox"/> 県から派遣の職員人件費 ・負担金 7,158
	2款計	920,965	4,431		△2,956	919,490	

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳				説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源			一般財源	
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
3 民 生 費	国民健康保険特別会計繰出金	△ 35,689	△ 10,404			△ 25,285	□特別会計の決算見込み等による補正に伴う減 ・国民健康保険特別会計繰出金 △35,689 (財源) ・国庫負担金 △1,999 ・県負担金 △8,405
	国民健康保険保険基盤安定負担金返還金	918				918	□平成27年度国、県負担金の精算 ・返還金 918 (財源) ・他会計繰入金 918
	基金費 (福祉課)	254				254	□前年度運用益金の積立て ・社会福祉振興基金積立金 254
	住居確保給付金事業費	△ 2,526	△ 1,895			△ 631	□不用額による減 ・交付金 △2,526 (財源) ・国庫負担金 △1,895
	簡素な給付措置及び低所得の障害・遺族年金受給者向け給付金事業費	△ 36,422	△ 36,422				□不用額による減 ・消耗品費 △394 ・印刷製本費 △410 ・郵便料 △2,000 ・手数料 △582 ・委託料 △2,886 ・借上料 △150 ・交付金 △30,000 (財源) ・国庫補助金 △36,422
	生活困窮者自立相談支援等事業費	△ 1,654	△ 1,240			△ 414	□不用額による減 ・報酬 △1,654 (財源) ・国庫負担金 △1,240
	介護予防拠点整備事業費	△ 7,500	△ 7,500				□不用額による減 ・補助金 △7,500 (財源) ・県補助金 △7,500
	高齢者地域共生事業費	△ 3,000	△ 3,000				□不用額による減 ・補助金 △3,000 (財源) ・国庫補助金 △3,000
	介護予防遊具整備事業費	△ 3,000	△ 3,000				□不用額による減 ・工事請負費 △3,000 (財源) ・国庫補助金 △3,000
重度心身障害者医療費助成費	△ 15,000	△ 7,500			△ 7,500	□不用額による減 ・扶助費 △15,000 (財源) ・県補助金 △7,500	

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳				一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源			一般財源		
			国県支出金	地 方 債	そ の 他			
	人権啓発センター運営管理費		1,203			△ 1,203	□県補助金の交付決定による(財源) ・ 県補助金 1,203	
	人権啓発センター運営管理費(人件費)		1,203			△ 1,203	□県補助金の交付決定による(財源) ・ 県補助金 1,203	
	特別障害者手当等給付費	△ 3,821	△ 2,978			△ 843	□不用額による減 ・ 扶助費(財源) △3,821 ・ 国庫負担金 △2,978	
	相談支援給付費等支給事業費	△ 7,769	△ 6,831			△ 938	□不用額による減 ・ 扶助費(財源) △7,769 ・ 国庫負担金 △4,554 ・ 県負担金 △2,277	
	障害者補装具給付費	△ 3,000	△ 2,250			△ 750	□不用額による減 ・ 扶助費(財源) △3,000 ・ 国庫負担金 △1,500 ・ 県負担金 △750	
	後期高齢者医療費	△ 8,280				△ 8,280	□不用額による減 ・ 療養給付費負担金 △8,280	
	後期高齢者医療特別会計繰出金	△ 2,973	△ 2,231			△ 742	□特別会計の決算見込み等による補正に伴う減 ・ 後期高齢者医療特別会計繰出金 △2,973 (財源) ・ 県負担金 △2,231	
	管内外私立及び管外公立保育所運営費	△ 91,093	△ 48,504		△ 12,434	△ 30,155	□不用額による減 ・ 負担金 △91,093 (財源) ・ 国庫負担金 △32,336 ・ 県負担金 △16,168 ・ 保護者負担金 △12,434	
	児童手当費	△ 37,029	△ 35,462			△ 1,567	□不用額による減 ・ 扶助費(財源) △37,029 ・ 国庫負担金 △29,748 ・ 県負担金 △5,714	
	母子生活支援施設入所措置費	△ 4,791	△ 3,594			△ 1,197	□不用額による減 ・ 扶助費(財源) △4,791 ・ 国庫負担金 △2,396 ・ 県負担金 △1,198	

## 1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左の財源内訳				説明 (積算の基礎等)
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		
	母子家庭等高等職業訓練促進給付事業費	△ 6,934	△ 5,201			△ 1,733	□不用額による減 ・扶助費 (財源) △6,934 ・国庫補助金 △5,201
	生活保護費	△ 20,000	△ 15,000			△ 5,000	□不用額による減 ・扶助費 (財源) △20,000 ・国庫補助金 △15,000
	3 款計	△ 289,309	△ 190,606			△ 11,516	△ 87,187
4 衛 生 費	保健総務費 (臨時及び非常勤職員雇用)	△ 3,911				△ 3,911	□不用額による減 ・健康労働保険料 △595 ・臨時職員賃金 △3,316
	市町村母子保健事業費	2,853				2,853	□決算見込みによる増 ・委託料 2,853
	予防接種費	△ 15,700			△ 3,517	△ 12,183	□不用額による減 ・委託料 (財源) △15,700 ・実費徴収金 △3,517
	塵芥処理費	△ 13,800				△ 13,800	□不用額による減 ・臨時職員賃金 △3,800 ・委託料 △10,000
	大牟田・荒尾清掃施設組合負担金	△ 26,395				△ 26,395	□一部事務組合の決算見込み等による組合予算補正に伴う減 ・負担金 △26,395
	ごみ収集業務委託事業費	△ 1,115				△ 1,115	□不用額による減 ・委託料 △1,115
	し尿処理費	△ 3,000				△ 3,000	□不用額による減 ・燃料費 △3,000
	市民病院会計支出金	△ 34,086				△ 34,086	□企業会計の決算見込み等による補正に伴う繰出金の減 ・市民病院会計支出金 △34,086
	4 款計	△ 95,154				△ 3,517	△ 91,637



1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左の財源内訳				説明 (積算の基礎等)
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他		
6 農林水産業費	機構集積協力金交付事業費	△ 24,732	△ 24,732				□地区での調整の都合による減 ・報償金 △8,840 ・補助金 △15,892 (財源) ・県補助金 △24,732
	強い農業づくり事業費	△ 50,787	△ 50,787				□県事業不採択のための減 ・補助金 △50,787 (財源) ・県補助金 △50,787
	里モンプロジェクト事業費	△ 1,000	△ 1,000				□事業実施方法の変更による減 ・補助金 △1,000 (財源) ・県補助金 △1,000
	会下地区渇水恒久対策施設管理事業費	109				109	□前年度運用益金の積立て ・農業用水源渇水恒久対策施設管理基金積立金 109
	古屋敷地区渇水恒久対策施設管理事業費	98				98	□前年度運用益金の積立て ・農業用水源渇水恒久対策施設管理基金積立金 98
	観音寺・南上揚地区渇水恒久対策施設管理事業費	211				211	□前年度運用益金の積立て ・農業用水源渇水恒久対策施設管理基金積立金 211
6 款計		△ 76,101	△ 76,519			418	
7 商工費	世界文化遺産保存活用推進事業費	△ 2,584				△ 2,584	□不用額による減 ・協議会負担金 △2,584
	7 款計		△ 2,584			△ 2,584	
8 土木費	社会資本整備総合交付金事業費 (中央野原線)	△ 162,000	△ 89,100	△ 65,700		△ 7,200	□補助対象事業費の決定による減 ・工事請負費 △93,000 ・用地取得費 △44,269 ・補償金 △24,731 (財源) ・国庫補助金 △89,100 ・道路橋梁事業債 △65,700
	社会資本整備総合交付金事業費 (万田田添線)	△ 79,596	△ 43,778	△ 32,290		△ 3,528	□補助対象事業費の決定による減 ・委託料 △354 ・工事請負費 △2,062 ・用地取得費 △9,761 ・補償金 △67,419 (財源) ・国庫補助金 △43,778 ・道路橋梁事業債 △32,290
	社会資本整備総合交付金事業費 (西原桜町線)	△ 17,564	△ 9,661	△ 7,200		△ 703	□補助対象事業費の決定による減 ・委託料 △17,564 (財源) ・国庫補助金 △9,661 ・道路橋梁事業債 △7,200

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳				説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源			一般財源	
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	社会資本整備総合交付金事業費 (貝塚本村線)	△ 10,938	△ 6,016	△ 4,490		△ 432	□補助対象事業費の決定による減 ・工事請負費 △10,938 (財源) ・国庫補助金 △6,016 ・道路橋梁事業債 △4,490
	緑ヶ丘地区周辺道路改良事業費	△ 41,776				△ 41,776	□事業実施凍結による減額 ・委託料 △41,776
	道路新設改良事業費 (人件費)			△ 18,420		18,420	□事業費変動に伴う起債額変更 (財源) ・道路橋梁事業債 △18,420
	河川環境整備費	8,600		7,200		1,400	□県海岸保全事業及び海岸高潮対策事業による負担金 ・県営事業負担金 8,600 (財源) ・海岸保全事業債 7,200
	集約都市形成支援事業費	△ 4,396	△ 2,200			△ 2,196	□不用額による減 ・委託料 △4,396 (財源) ・国庫補助金 △2,200
	南新地土地区画整理事業特別会計繰出金	△ 35,693				△ 35,693	□特別会計の決算見込み等による補正に伴う減 ・南新地土地区画整理事業特別会計繰出金 △35,693
	競馬場跡地管理事業費	△ 47,000			△ 29,606	△ 17,394	□不用額による減 ・工事請負費 △47,000 (財源) ・旧競馬場施設貸付料 △29,606
	街路整備事業費	16,130		11,600		4,530	□県街路整備事業による負担金 ・県営事業負担金 16,130 (財源) ・都市計画事業債 11,600
	住宅・建築物安全ストック形成事業費	△ 4,056	△ 3,043			△ 1,013	□不用額による減 ・補助金 △4,056 (財源) ・国庫補助金 △2,028 ・県補助金 △1,015
	公営住宅ストック総合改善事業費	△ 19,706	△ 5,593	△ 13,900		△ 213	□不用額による減 ・委託料 △1,225 ・工事請負費 △18,481 (財源) ・国庫補助金 △5,593 ・公営住宅建設事業債 △13,900
	8 款計	△ 397,995	△ 159,391	△ 123,200	△ 29,606	△ 85,798	

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳				説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源			一般財源	
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
9 消 防 費	有明広域行政事務組合消防負担金	△ 1,607				△ 1,607	□一部事務組合の決算見込み等による組合予算補正に伴う減 ・負担金 △1,607
	9款計	△ 1,607				△ 1,607	
10 教 育 費	事務局管理費	△ 778				△ 778	□熊本地震による全国大会等の中止 ・負担金 △778
	幼稚園就園奨励費管理費	△ 1,253	△ 418			△ 835	□不用額による減 ・補助金 △1,253 (財源) ・国庫補助金 △418
	基金費 (教育振興課)	67			67		□旧施設の有償貸与に伴う財産処分手続による基金への積立て ・学校教育施設整備基金積立金 67 (財源) ・財産使用料 (2款から充当替え) 17 ・財産賃貸料 50
	教育振興課管理費 (人件費)	37				37	□給与改定による増 ・退職手当 37
	基金費 (生涯学習課)	55				55	□前年度寄附金収入額の基金への積立て ・宮崎兄弟顕彰基金積立金 55
	放課後子ども教室推進事業費	738	738				□国補助事業 (補正分) 実施による ・備品購入費 738 (財源) ・県補助金 738
	人権同和教育事業費	△ 370				△ 370	□熊本地震による全国大会の中止 ・負担金 △370
	保健体育総務費	△ 5,540				△ 5,540	□熊本地震による県民体育祭中止 ・報償金 △1,572 ・補助金 △3,968
	荒尾運動公園施設長寿命化計画事業費	△ 6,577	△ 4,600			△ 1,977	□不用額による減 ・委託料 △6,577 (財源) ・国庫補助金 △4,600
	給食センター管理費	△ 2,000				△ 2,000	□不用額による減 ・燃料費 △2,000
	10款計	△ 15,621	△ 4,280		67	△ 11,408	

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳				説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源			一般財源	
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
11 災害 復旧 費	現年公共土木災害復旧費	△ 70,446	△ 50,306	△ 20,150		10	□災害査定後の不用額による減 ・工事請負費 △70,446 (財源) ・国庫補助金 △50,306 ・公共土木施設災害復旧事業債 △20,150
	土木災害復旧費 (人件費)			△ 3,850		3,850	□事業費変動に伴う起債額変更 (財源) ・公共土木施設災害復旧事業債 △3,850
	11款計	△ 70,446	△ 50,306	△ 24,000		3,860	
	補正額合計	△ 27,852	△ 476,671	△ 147,200	△ 47,528	643,547	一般財源 ・繰越金 673,417 ・国保特会繰入金 (充当残分) 305 ・後期高齢者医療療養給付費 返還金 (過年度) 1,507 ・市有地建物賃貸料 △50 (今回充当分) ・旧競馬場施設貸付料 29,606 (充当替え分) ・財政調整基金繰入金 △61,238
	補正前の額	20,869,130	5,933,463	533,700	1,242,683	13,159,284	
	合 計	20,841,278	5,456,792	386,500	1,195,155	13,802,831	

## 平成28年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）資料

## 【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
3款 国庫支出金	療養給付費等負担金	1,274,989	△ 187,716	1,087,273	決算見込による負担金の減額
	高額医療費共同事業負担金	44,813	1,972	46,785	決算見込による負担金の増額
	国保災害臨時特例補助金	0	29	29	熊本地震による国保税減免等に伴う補助金
	その他	811,190	0	811,190	
計		2,130,992	△ 185,715	1,945,277	
4款 療養給付費交付金	療養給付費交付金	246,937	12,694	259,631	決算見込による交付金の増額
5款 前期高齢者交付金	前期高齢者交付金	2,587,930	△ 522	2,587,408	決算見込による交付金の減額
6款 県支出金	県負担金	44,813	1,972	46,785	決算見込による負担金の増額
	財政調整交付金	388,893	80,902	469,795	保険財政共同安定化事業の財政負担増による交付金の増額
	その他	10,477	0	10,477	
計		444,183	82,874	527,057	
7款 共同事業交付金	共同事業交付金	2,072,790	△ 341,624	1,731,166	決算見込による保険財政共同安定化事業交付金等の減額
9款 繰入金	一般会計繰入金	715,209	△ 35,689	679,520	繰出基準額の変更に伴う減額
	その他	100,000	0	100,000	
計		815,209	△ 35,689	779,520	
その他		1,141,827	0	1,141,827	
歳入合計		9,439,868	△ 467,982	8,971,886	

## 【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
2款 保険給付費	一般被保険者療養給付費	4,977,665	△ 404,889	4,572,776	決算見込による給付費の減額
	その他	1,080,586	0	1,080,586	
計		6,058,251	△ 404,889	5,653,362	
7款 共同事業拠出金	高額医療費共同事業拠出金	179,252	6,870	186,122	決算見込による拠出金の増額
	保険財政共同安定化事業拠出金	1,759,626	△ 73,323	1,686,303	決算見込による拠出金の減額
	その他	5	0	5	
計		1,938,883	△ 66,453	1,872,430	
8款 保健事業費	保健衛生普及費	24,690	302	24,992	国民健康保険団体連合会保険者データヘルス支援システム開発に係る負担金
	その他	46,690	0	46,690	
計		71,380	302	71,682	
11款 諸支出金	償還金	48,450	1,835	50,285	精算に伴う平成27年度特別調整交付金ほか1件返還金
	繰出金	0	1,223	1,223	修正に伴う平成27年度保険基盤安定繰入金の精算
	その他	2,340	0	2,340	
計		50,790	3,058	53,848	
その他		1,320,564	0	1,320,564	
歳出合計		9,439,868	△ 467,982	8,971,886	

議第24号資料

平成28年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 後期高齢者医療保険料	特別徴収保険料	352,185	△ 15,123	337,062	特別徴収保険料の減額
	普通徴収保険料	127,241	△ 1,655	125,586	普通徴収保険料の減額
	計	479,426	△ 16,778	462,648	
4款 繰入金	保険基盤安定繰入金	193,268	△ 2,973	190,295	保険基盤安定負担金確定に伴う減額
	その他	38,006	0	38,006	
	計	231,274	△ 2,973	228,301	
その他		35,763	0	35,763	
歳入合計		746,463	△ 19,751	726,712	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
2款 後期高齢者医療 広域連合納付金	後期高齢者医療 広域連合納付金	684,011	△ 19,751	664,260	保険料負担金の減額△16,778 保険基盤安定負担金確定に伴う減額△2,973
その他		62,452	0	62,452	
歳出合計		746,463	△ 19,751	726,712	

## 平成28年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第5号）資料

## 【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
3款 国庫支出金	土木費国庫補助金	55,000	△ 10,450	44,550	補助金額決定による減額
5款 繰入金	一般会計繰入金	95,793	△ 35,693	60,100	補助金額決定による減額 △10,450 起債充当に伴う財源補正 △23,700 不用額(委託料)による減額 △1,543
8款 市債	土木債	0	23,700	23,700	起債充当に伴う財源補正
歳入合計		150,793	△ 22,443	128,350	

## 【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	18,071	18,911	36,982	事業費からの組替えによる増額
2款 事業費	南新地事業費	131,302	△ 41,354	89,948	補助金額決定による減額 △20,900 総務費への組替えによる減額 △18,911 不用額(委託料)による減額 △1,543
その他		1,420	0	1,420	
歳出合計		150,793	△ 22,443	128,350	

## 平成28年度荒尾市下水道事業会計補正予算（第5号）資料

## 収益的収入及び支出

## 収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業収益			1,367,808	113	1,367,921	
	3 特別利益		0	113	113	
		1 固定資産売却益	0	113	113	沿岸道路事業に伴う固定資産売却益

## 支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用			1,245,014	16,040	1,261,054	
	2 営業外費用		155,418	16,000	171,418	
		3 消費税及び地方消費税	1,000	16,000	17,000	
	3 特別損失		0	40	40	
		4 過年度損益修正損	0	40	40	

## 資本的収入及び支出

## 収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			864,006	1,152	865,158	
	4 固定資産売却代金		0	1,152	1,152	
		1 固定資産売却代金	0	1,152	1,152	沿岸道路事業に伴う固定資産売却代金

収入総額865,158千円－支出総額1,388,647千円＝収支差引△523,489千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額523,489千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額31,669千円、当年度分損益勘定留保資金343,758千円及び建設改良積立金4,165千円で補填し、なお不足する額143,897千円は一時借入金で措置するものとする。